

笠間市次世代育成支援行動計画

# かさまっ子未来プラン

— 後期行動計画 —



平成 22 年 2 月

笠間市



## はじめに

現在、わが国では少子化が急速に進行しており、茨城県における出生数及び合計特殊出生率は昭和50年以降低下しております。本市においても、平成12年度の出生数722人が平成20年度には544人にまで減少し少子化が進んでおります。

少子化によって近い将来本格的な人口減少社会が到来し、地域の活力が失われたり経済成長が低下したりするなど、社会面・経済面に大きな影響を及ぼすことが懸念されています。

少子化の大きな要因としては、「未婚化及び晩婚化の進行」が指摘されていますが、その背景には、個人の価値観や結婚観の変化、子育てに関する経済的・心理的負担感の増大、仕事と結婚・出産・育児の両立の困難さなどがあるといわれており、この傾向は今後も続くものと思われま



そのため少子化対策として、男女が結婚し子どもを生き育てやすい社会環境づくりが求められており、国においては、次代を担う子どもを育てる家庭を社会全体で支援する取り組みの推進を定めた「次世代育成支援対策推進法」を平成15年に施行しました。本市では、同法に基づき、平成19年度から21年度までの3カ年を計画期間とする「笠間市次世代育成支援行動計画 かさまっ子未来プラン（前期計画）」を策定し、「地域みんなで支え合う 子育てのまち 笠間市」を目指して、支援対策を総合的・計画的に実施してまいりました。

このたび、前期計画期間が21年度をもって終了することから、保護者アンケートやハッピートークにおいて寄せられた子育てに関するニーズ、前期計画の実施状況の分析結果などを踏まえて計画の見直しを行い、引き続き次世代育成支援対策を推進するための基本方針や重点的に取り組む施策等を示した「笠間市次世代育成支援行動計画 かさまっ子未来プラン（後期計画 計画期間：平成22年度～26年度）」を策定いたしました。

この計画に基づき、男女が結婚し、ともに子育てをしながら安心して働き、子育てに喜びを感じることができる地域社会の実現を目指して諸施策に取り組んでまいりますので、市民各位のご理解ご協力をお願い申し上げます。

最後に、計画策定にあたり、熱心にご審議いただいた笠間市次世代育成支援対策地域協議会の委員の皆様と、貴重なご意見をお寄せいただいた市民の方々に心から御礼を申し上げます。

平成22年2月

笠間市長 山口 伸樹



# 目 次

## 第1章 計画の基本的な考え方

---

第1節 計画策定にあたって .....	1
第2節 前期行動計画の主な成果 .....	3

## 第2章 子育て家庭を取り巻く現状と課題

---

第1節 子育て家庭を取り巻く現状 .....	5
1. 人口・世帯数の推移 .....	5
2. 出生の動向 .....	7
3. 社会の動向 .....	8
4. 児童・生徒数等の予測 .....	9
第2節 保育サービス・教育施設等の現状 .....	10
1. 認可保育所（園） .....	10
2. 幼稚園 .....	11
3. 放課後児童クラブ .....	12
4. 小学校・中学校 .....	13
5. 子育て支援施設等 .....	14
第3節 子育て家庭の実態（次世代育成支援に関するアンケート調査） .....	15
第4節 市民ニーズと今後の課題 .....	19

## 第3章 計画の将来像と実現に向けた視点

---

第1節 計画の将来像 .....	23
1. 基本理念 .....	23
2. 基本目標 .....	24
3. 施策体系 .....	26
第2節 実現に向けた視点 .....	31
1. 実現に向けた視点（キーワード） .....	31
2. 重点的に取り組む事業 .....	36

## 第4章 計画の事業内容

---

《基本目標1》みんなが力を合わせて子どもを育むまち.....	37
（1）地域における子育ての支援、相談・情報提供の充実.....	37
（2）保育サービスの充実.....	38
（3）経済的負担の軽減（各種手当等の支給）.....	39
（4）支援が必要な子どもや家庭への対応（障害児・ひとり親家庭等への支援）.....	40
《基本目標2》すこやかに子どもが育つまち.....	41
（1）母子保健、小児医療の充実.....	41
（2）「食育」の推進.....	42
《基本目標3》心豊かに子どもが成長するまち.....	43
（1）心豊かな成長と学力向上を支える教育環境の整備.....	43
（2）家庭教育の充実.....	44
（3）地域活動を通じた地域教育力の向上.....	45
《基本目標4》安心して子育てできるまち.....	46
（1）仕事と子育ての両立支援の推進.....	46
（2）子どもを取り巻く生活環境の整備.....	46
（3）子どもの安全の確保.....	47

## 第5章 計画の推進と評価

---

第1節 推進体制の整備.....	49
（1）地域における推進体制.....	49
（2）庁内における推進体制.....	49
（3）計画の進行管理・評価.....	50
第2節 保育サービス目標量の設定.....	51

## 参考資料

---

1 笠間市次世代育成支援対策地域協議会設置要綱.....	53
2 笠間市次世代育成支援対策地域協議会委員名簿.....	54
3 策定経過.....	55
4 次世代育成支援対策推進法（抄）.....	56

## ◇第1章◇ 計画の基本的な考え方





## 第1節 計画策定にあたって

### (1) 計画策定の目的

急速な少子化の進行は、将来の社会活力の低下や社会保障制度の維持の問題など、社会全体に与える影響が懸念されています。少子化の要因としては、男女の結婚年齢の上昇、さらには夫婦の出産に対する意識の変化等が考えられますが、その背景には、女性の職場進出に伴う子育てと仕事の両立の困難さ、子育てに関する心理的・肉体的負担感と拘束感が強いこと、子育てに要する経費の負担が大きいことなどがあげられます。そのため、出産・育児等に関わる経済的負担の軽減に取り組むなど、子どもを生み育てやすい社会環境の整備が早急な課題とされています。

このような観点から、国は「次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）」を制定し、全国の市区町村においては、次世代育成支援対策推進法の規定に基づく「行動計画」の策定が義務化されました。

本市においては、平成16年度に旧笠間市、友部町、岩間町でそれぞれ策定した計画を平成18年3月の合併を機に平成19年度から平成21年度末までを計画期間とした「笠間市次世代育成支援行動計画（かさまっ子未来プラン）」を策定し、子育て支援を優先課題として集中的・計画的な取り組みを推進してきました。

今回、本計画の見直し時期にあたり、保育ニーズ等を把握するためのアンケート調査及び各種子育て支援施策の成果の点検等を行うとともに、地域の子育て支援環境の充実、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現等に向けた新たな取り組みが求められています。このようなことから次世代育成支援対策を笠間市のまちづくりの横断的な課題としてとらえ、すべての子育て家庭を支援するための総合計画として策定するものです。

### (2) 計画の性格

この計画は、急速に進む少子化に対応するために、市民が安心して出産・子育てが出来るまちづくりを目指して、計画期間内に集中的に取り組む施策及び施策の目標をとりまとめたものです。

特に、計画の推進にあたっては、家庭、地域、学校、企業等がともに協働・連携して子育て支援環境の充実に努めるとともに、子どもを取り巻く教育環境や生活環境の整備等、次世代育成支援に関する施策及び事業を計画的・総合的に推進するためのものです。

### (3) 計画の期間

本計画は、平成 22 年度を初年度とし、次世代育成支援行動計画の後期計画目標である平成 26 年度までの 5 年間で計画期間とします。

また、保育事業量等の目標については、国の新待機児童ゼロ作戦の最終年である平成 29 年度の目標の達成を念頭に計画します。

#### ● 計画の期間

区分 \ 年度	17 年	18 年	19 年	20 年	21 年	22 年	23 年	24 年	25 年	26 年
次世代育成支援行動計画	旧市町計画		前期行動計画			後期行動計画				

### (4) 計画策定の体制

#### ① 少子化対策推進本部による審議

少子化対策に横断的に取り組むため、庁内に少子化対策推進本部（推進本部・幹事会・ワーキンググループ）を設置し、関係職員による総合的な審議を行いました。

また、市のパブリックコメント制度を活用し、市民の多くの意見を取り入れながら策定を進めました。

#### ② 地域協議会による審議

本計画の策定にあたって、学識経験者や医療機関代表者、保育所(園)・幼稚園関係者、各種関係団体代表、市民公募者等からなる、「笠間市次世代育成支援対策地域協議会」を設置し、審議を行いました。

#### ③ ニーズ調査

本計画の策定のための保育ニーズ量など基礎資料を得ることを目的に、就学前児童及び小学校児童の保護者を対象としたアンケートを実施しました。

#### ■ 次世代育成支援に関するアンケート調査 概要

調査の種類	調査対象者	配布件数	有効回収数	有効回収率
①就学前児童調査	就学前児童世帯	1,200 通	627 通	52.3%
②就学児調査	小学生世帯	1,200 通	988 通	82.3%

調査実施方法：①就学前は、郵送配布・郵送回収。②就学児は、学校を通じて配布回収。

#### ④ 各種ヒアリング等

子育て支援センターや保健センターを利用している子育て中の親などから、意見・要望等を聞くハッピートークを実施し、具体的な意見の収集・把握を行いました。

## 第2節 前期行動計画の主な成果

平成20年1月に策定した「かさまっ子未来プラン（前期行動計画）」では、4つの基本目標を掲げ、それぞれの取り組みの推進を図ってきました。主な成果は以下のとおりです。

### 基本目標1 みんなが力を合わせて子どもを育むまち

前期行動計画では、家庭や地域社会、保育所、幼稚園、学校、企業、行政が連携して、きめ細かな子育てを支援するサービスを提供し、親の子育て負担の軽減を図ることを目指しました。

その結果、子育ての不安の解消に向け、子育て全般の専門的な支援を行う拠点として、平成20年度に市民センターいわまに子育て支援センター「くりのこ」を開設しました。

また、平成21年度から笠間ショッピングセンターポレポレ内にも同様の施設として「みつばち」を開設し好評です。その他、ともべ保育所やみか保育園、友部保健センターなどにおいても、同様の目的で保育士等が育児相談等を含めた地域の子育て支援の事業を展開しています。

### 基本目標2 すこやかに子どもが育つまち

前期行動計画では、子どもたちが健やかに生まれ育ち、次代の親としてたくましく成長できるまちづくりを目指しました。

その結果、平成21年度から、電話による24時間、年中無休で各種健康相談や医療機関の情報を提供する「かさま健康ダイヤル24」を開始しました。

母子保健の充実では、妊婦一般健康診査の公費負担を5回から14回に拡大するとともに、新生児を含む乳児を全戸訪問し、育児や保健指導が必要と思われる家庭には、その後、訪問指導などを実施しています。また、妊娠届出時に、初めて父親になる方を対象に「父子健康手帳」の配布を行い、父親の育児参加を促しています。

さらに、食育の推進として、保育園や幼稚園、小学校児童の保護者を対象とした食育講演会の開催や小学生親子の料理教室の開催、また、学校給食用として笠間の農産物の導入など、食に対する関心と正しい食生活の普及に努めています。

### 基本目標 3 心豊かに子どもが成長するまち

前期行動計画では、幼児教育、学校教育、家庭教育を充実させるとともに世代間交流の機会を増やし、仲間や家族、地域とのふれあいの場を提供することを目指しました。

その結果、放課後に小学校の余裕教室を活用して、すべての児童を対象とした「放課後子ども教室」を市内3か所の小学校（東小・大原小・岩間第三小）で開設し、週二日の開設日に地域のボランティアの協力を得て実施しています。

また、子どもたちの学力向上や学びの場の1つとして、毎週土曜日に笠間・友部・岩間の各公民館にて、小学5～6年生を対象とした「寺子屋事業」を開設しています。

その他、公民館では夏休みを活用した「サマースクール」など子どもを対象とした事業、また、図書館ではボランティアの協力による読み聞かせ（お話し会）や子ども向けの事業、本を通じて親子が心ふれあうきっかけとして、ブックスタート事業等を実施しています。

### 基本目標 4 安心して子育てできるまち

前期行動計画では、交通事故や犯罪、生活環境の悪化など、子どもを取り巻く地域の危険から子どもを守り、地域全体で安心して子育てができるまちを目指しました。

その結果、通学路など歩道の整備や生活道路の整備、地域の公園整備などを進めてきました。また、稲田・福原・宍戸駅前トイレにベビーシートの設置などの改修を進めてきました。

安心して生活できる地域として、青少年育成笠間地区市民会議・岩間地区市民の会、防犯ボランティア団体等の地域と協働して、地域の防犯ならびに青少年の健全育成に努めてきました。

さらに、平成20年度には、妊娠・出産から育児に関する基本情報や行政サービス等を紹介する目的で「子育てガイドブック」を新規に作成し、幅広く市民に配布し情報の提供に努めています。



## ◇第2章◇ 子育て家庭を取り巻く

### 現状と課題



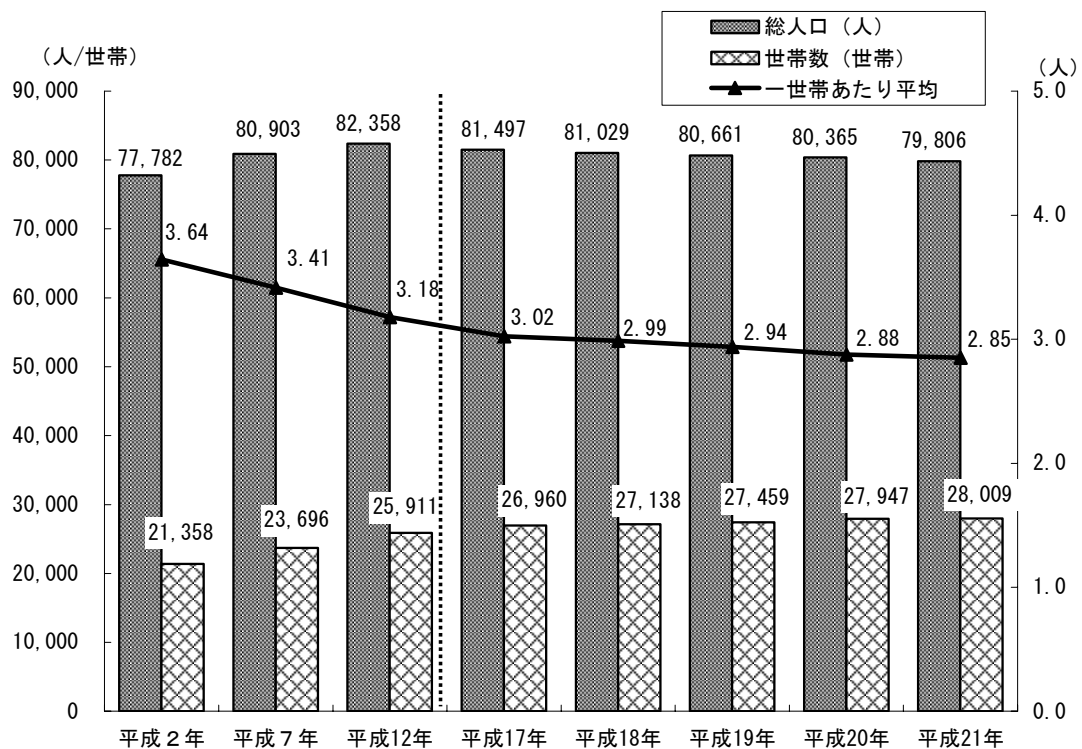
## 第1節 子育て家庭を取り巻く現状

### 1. 人口・世帯数の推移

総人口は減少傾向にあるが、世帯数は増加している。

#### (1) 人口・世帯数・一世帯あたり人員の推移

笠間市の総人口は、近年、減少傾向にあります。その一方で、世帯数は増加傾向にあります。そのため、一世帯あたりの平均人数をみると全体として減少しています。

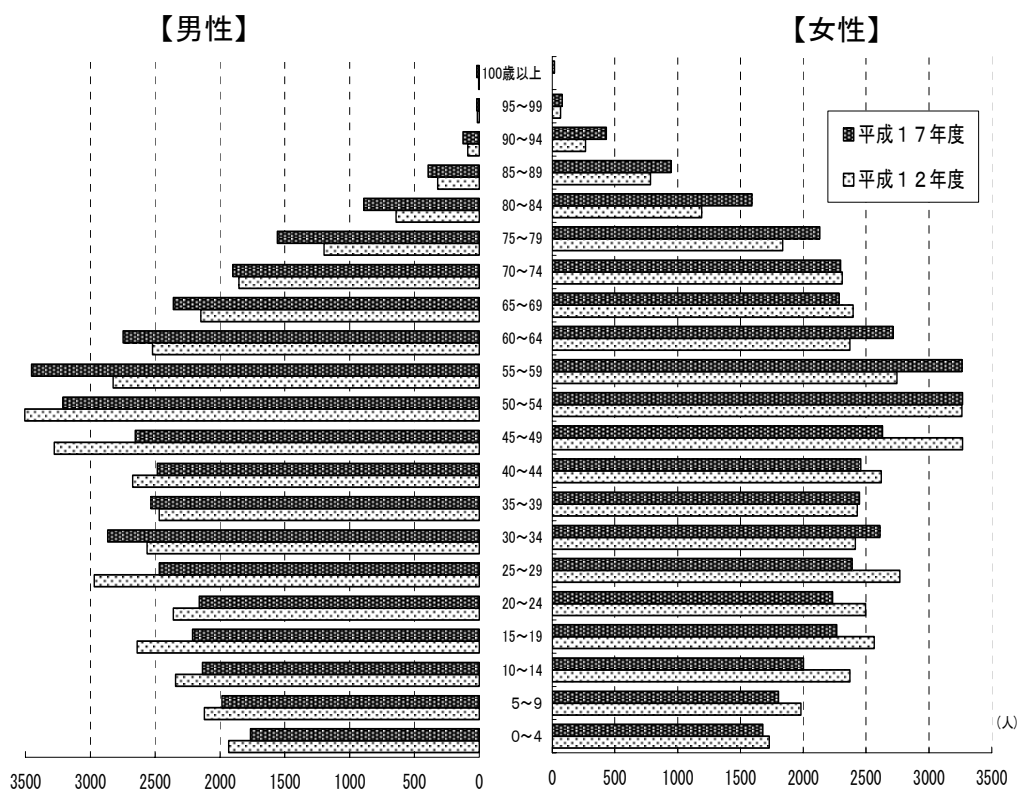


注) 平成18年以前は、合併前の1市2町の合算

資料：常住人口調査  
(各年10月1日現在)

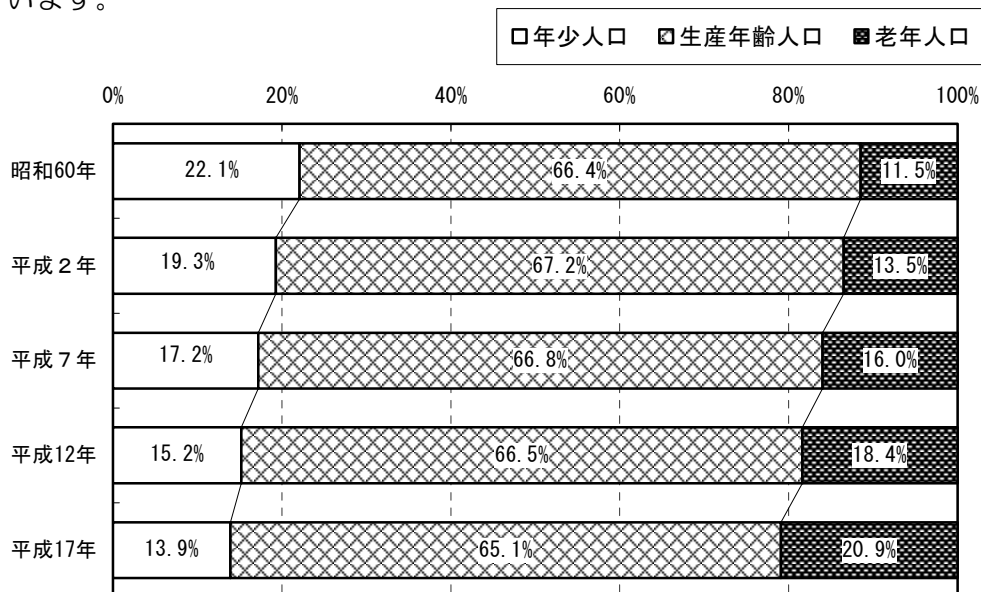
## (2) 人口構成の比較

平成12年度と平成17年度の人口構成を比較すると、男女とも“50歳代”以降の人口が多くなっています。また、団塊ジュニアにあたる“30歳代”の人口がやや増加しています。その一方で、30歳未満の人口は減少しています。



## (3) 年齢三区分人口の推移

15歳未満の年少人口の割合が減少する一方で、老年人口の割合は増加しています。



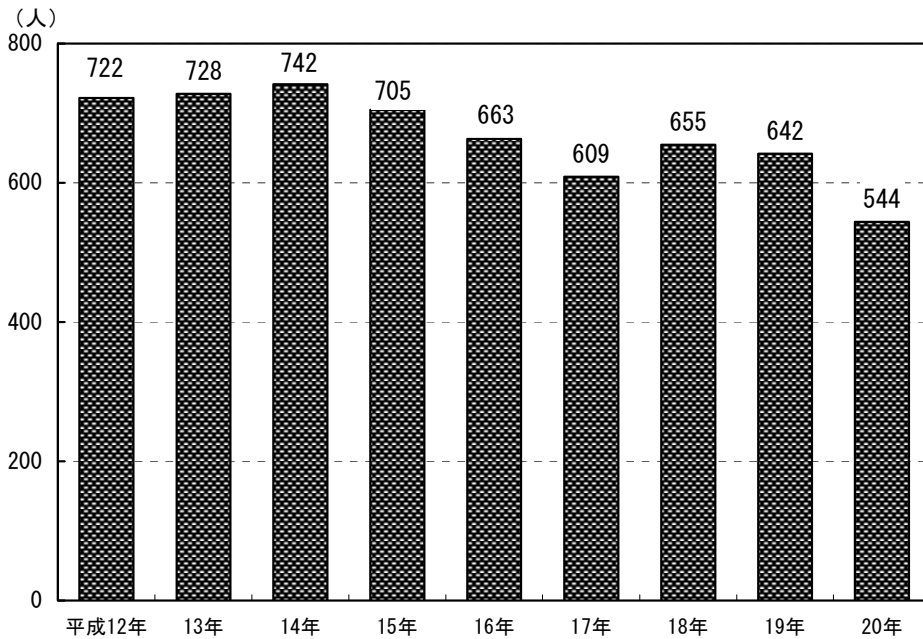


## 2. 出生の動向

近年、出生児数は減少傾向にあり、特に平成20年は大きく減少した。

### (1) 出生児数の推移（出生届に基づく推移）

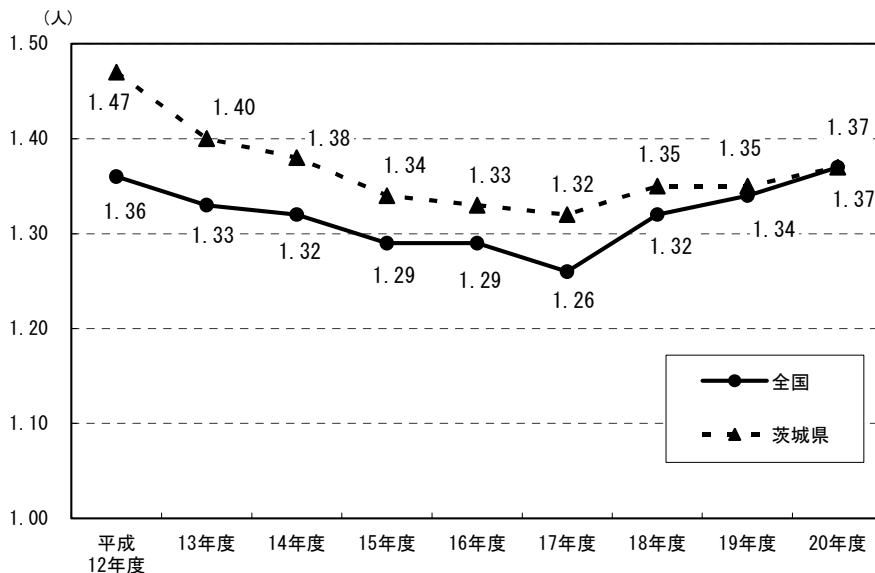
出生児数は、平成17年まで減少傾向が続いてきました。平成18年に一旦増加に転じましたが、平成20年になって再び減少しています。



資料：保健福祉統計年報（各年1月1日から12月31日）

### (2) 合計特殊出生率の推移

一人の女性が生涯に生む平均子ども数を示す合計特殊出生率は、茨城県は、全国と比較してやや高い傾向にあります。全国及び茨城県とも17年度を底にやや上昇に転じています。



※合計特殊出生率：  
一人の女性が15歳から49歳までの間に生む平均子ども数の推計。  
2.08程度であれば現状維持、これを下回ると将来人口は減少すると考えられています。

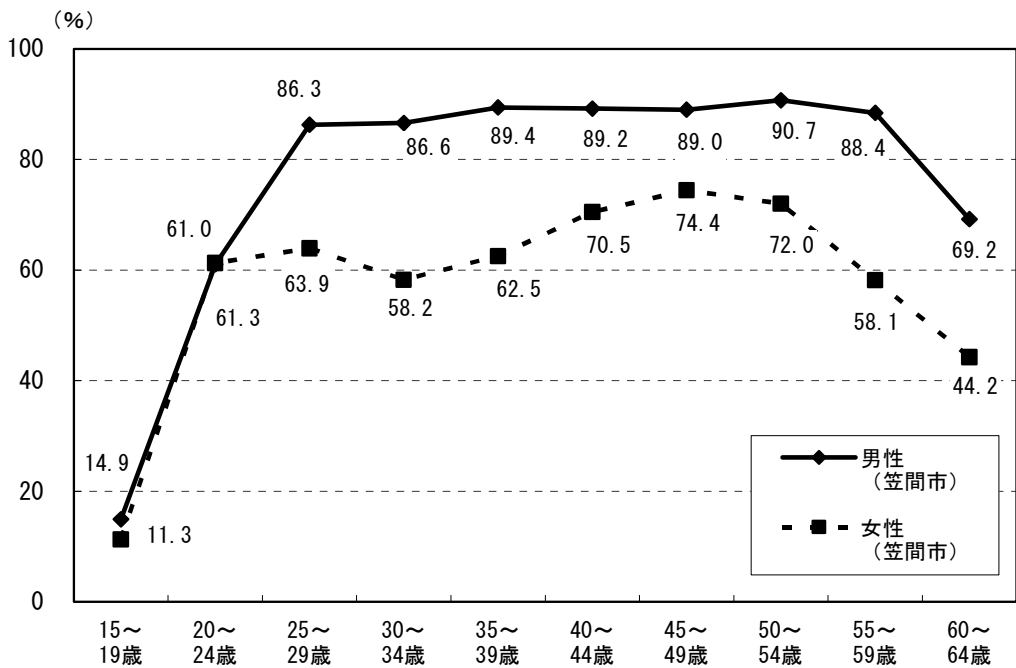
資料：人口動態総覧

### 3. 社会の動向

女性の就業率は“30歳代”で一旦減少するが、6割の女性が就労している。

#### (1) 年齢別就業率

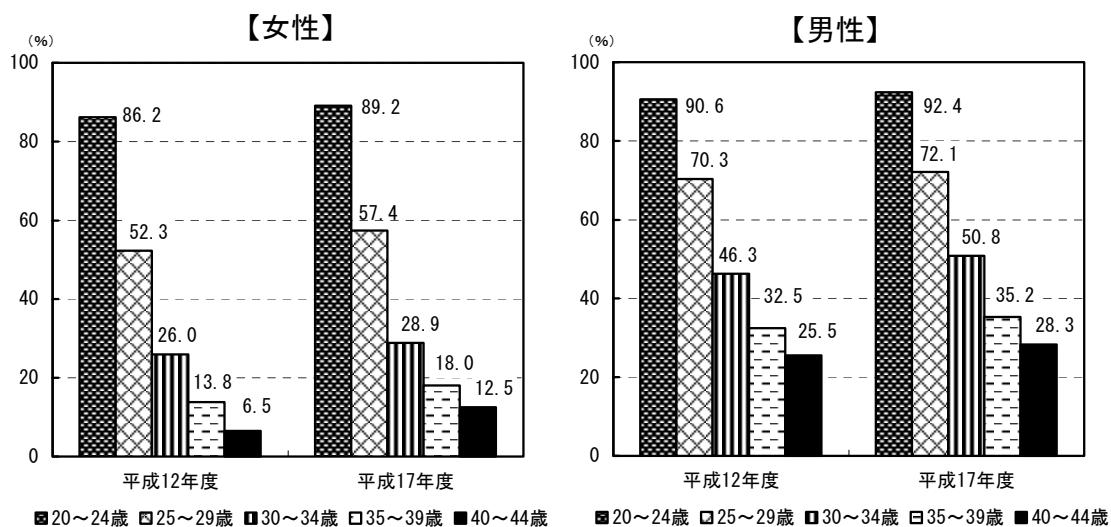
女性の就業率をみると“30歳代”で一旦減少しますが、約6割の女性が就労しています。その後、再び“40歳代”にかけて就業率が大きく増加します。



資料：国勢調査（平成17年度）

#### (2) 男女別未婚率

平成12年度と平成17年度の未婚率を比較すると、男女ともに未婚者の割合が高くなっており、晩婚化の傾向がうかがえます。

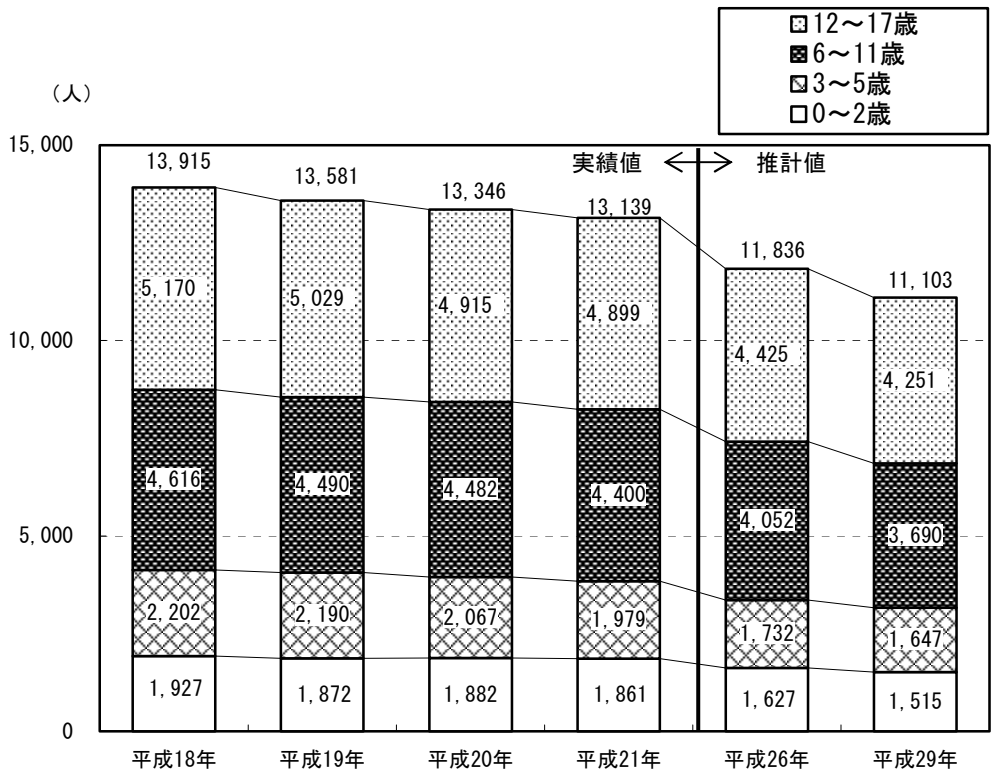


資料：国勢調査

## 4. 児童・生徒数等の予測

17歳以下の人口は、平成29年で11,103人に減少することが予測される。

本市では、近年、児童・生徒数の減少傾向が続いていることから、この傾向が続くと17歳以下の人口は、平成26年度で11,836人、平成29年に11,103人に減少することが予測されます。平成21年度と比較した減少率で見ると、平成26年度で9.9%、平成29年度は15.5%の減少となります。



資料：常住人口調査（4月1日現在）

●年齢三区分別人口の予測 (単位：人)

年度	実績値		推計値	
	21年度	26年度	26年度	29年度
総数	80,066	77,619	77,619	75,796
年少人口 (0～14歳)	10,641 (13.3%)	9,589 (12.4%)	9,589	8,937 (11.8%)
生産年齢人口 (15～64歳)	50,757 (63.4%)	47,330 (61.0%)	47,330	44,633 (58.9%)
老年人口 (65歳以上)	18,644 (23.3%)	20,700 (26.7%)	20,700	22,226 (29.3%)

注) 実績値の総数は、年齢不詳24人を含む 資料：常住人口調査（4月1日現在）

(※) 人口推計は、実績値をもとに1歳階級ごとのコーホート要因法（コーホートは年齢階級のこと、自然動態や社会動向を加味して人口の変化をとらえ推計する方法）で推計しています。

## 第2節 保育サービス・教育施設等の現状

### 1. 認可保育所(園)

本市の認可保育所(園)は、9か所(市立4、私立5)あり、平成21年度現在定員は939人で923人が入所(園)しています。

平成21年度は待機児童が発生(若干名)しており、ニーズ調査などから、今後も低年齢児を中心に保育需要が高まることも予測されます。

#### ●認可保育所(園)の概要

平成21年5月現在

		定員数	園児数	保育時間 上段：平日 (下段：土曜日)	産休明け 保育	病後時 保育	障害児 保育	一時保育
公立	てらざき保育所	70	71	7:30~19:15 (7:30~13:00)	実施	未実施	実施	実施
	いなだ保育所	70	47					
	くるす保育所	139	145					
	ともべ保育所	90	94					
私立	大沢保育園	120	129	7:15~18:45 (7:30~15:00)	実施(生後 6か月から)	実施	実施	実施
	みか保育園	150	148	7:00~19:00 (7:30~17:00)				
	めぐみ保育園	90	99	7:00~19:00 (7:30~17:00)	実施	未実施		
	岩間保育園	150	127					
	おしのべ保育園	60	63	7:00~19:00 (7:00~13:00)				
合計		939	923					

資料：子ども福祉課

#### ●認可保育所(園)の園児数の推移

平成21年5月現在(単位：人)

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
施設数(か所)	9	9	9	9	9
定員	939	939	939	939	939
園児数総数	1,005	1,006	1,002	965	923
3歳未満	335	337	337	346	337
3歳以上	670	669	665	619	586

資料：子ども福祉課

## 2. 幼稚園

本市の幼稚園は、現在9か所（市立2、私立7）あります。

幼稚園の園児数は、3歳以上の保育園児の約2倍ですが、平成19年を境に減少傾向にあります。また、私立の幼稚園では、預かり保育事業を実施しています。

### ●幼稚園別の園児数

平成21年5月現在（単位：人）

		定員	3歳児 (年少)	4歳児 (年中)	5歳児 (年長)	園児 合計
公立	笠間幼稚園	260	31	41	51	123
	稲田幼稚園	140	28	21	25	74
私立	こじか幼稚園	120	47	66	66	179
	あゆみ幼稚園	120	14	9	29	52
	ともべ幼稚園	320	57	81	103	241
	すみれ幼稚園	280	38	77	65	180
	さくら幼稚園	315	43	83	74	200
	岩間第一幼稚園	240	36	50	58	144
	ドレミ幼稚園	80	15	22	20	57
合計		1,875	309	450	491	1,250

### ●幼稚園の園児数の推移

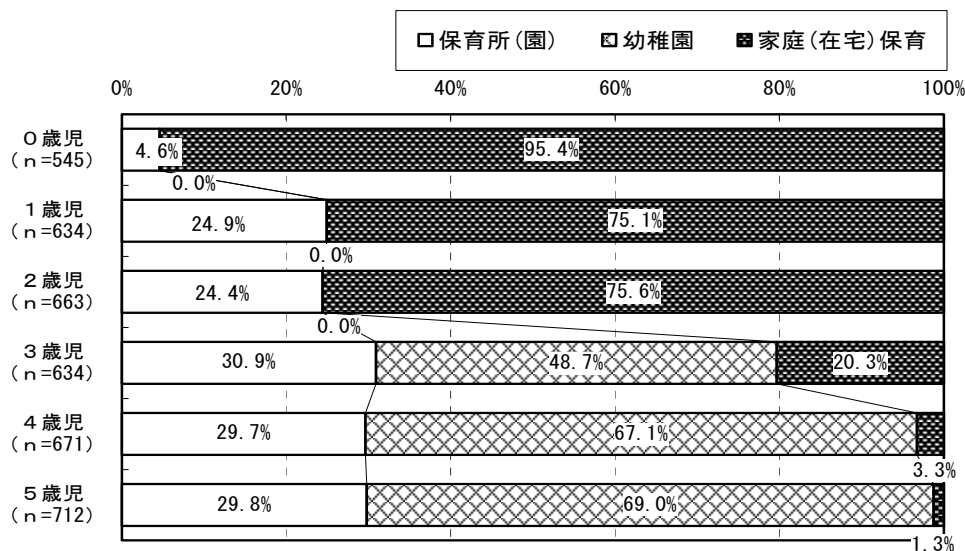
各年5月現在（単位：人）

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
施設数(か所)	9	9	9	9	9
園児数総数	1,341	1,354	1,371	1,302	1,250

資料：学校基本調査

### ●就学前児童の年齢別状況

平成21年4月現在（単位：%）



注) 幼稚園は5月1日現在

資料：子ども福祉課

### 3. 放課後児童クラブ

放課後児童クラブは、保護者が就労等の理由により昼間、家庭にいない小学1年生から3年生までの児童を対象に、小学校13校と保育所1か所で午後6時30分まで実施しています。

全体の定員数では受け入れ人数に余裕がありますが、友部地区を中心に近年は在籍児童数が急増しており、定員数を超過するクラブもでてきています。また、その他に「NPOがくどうともべ」があり、合計15か所で実施しています。

さらに、放課後児童クラブとは別に、市内3か所の小学校（東小・大原小・岩間第三小）において、すべての児童を対象とした「放課後こども教室」を開設しています。

#### ●放課後児童クラブの概要

平成21年5月現在（単位：人）

	定員数	在籍児童数		定員数	在籍児童数
笠間小児童クラブ	80	74	宍戸小児童クラブ	40	50
箱田小児童クラブ	40	16	友部第二小児童クラブ	49	46
稲田小児童クラブ	43	35	北川根小児童クラブ	49	43
佐城小児童クラブ	40	20	ともべ保育所児童クラブ	20	19
南小児童クラブ	60	35	岩間第一小児童クラブ	58	33
友部小児童クラブ	120	122	岩間第二小児童クラブ	38	24
大原小児童クラブ	37	21	岩間第三小児童クラブ	49	35
合計				723	573

#### ●放課後児童クラブ児童数の推移

各年5月現在（単位：人）

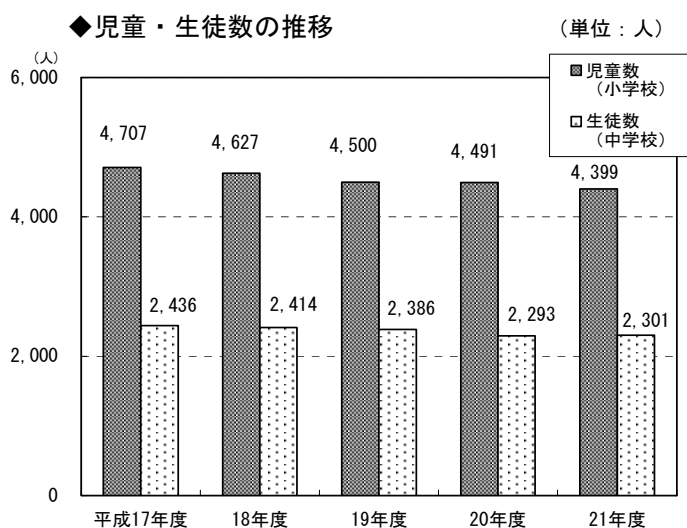
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
放課後児童クラブ児童数	369	422	475	533	573

資料：子ども福祉課

## 4. 小学校・中学校

市内には小学校が14校、中学校が7校あります。

児童・生徒数の推移をみると、友部小学校など一部の学校では増加していますが、近年は全体として減少傾向にあります。



## ●小学校別児童数の推移

各年5月現在 (単位：人)

	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
笠間小学校	601	612	623	635	625
箱田小学校	153	151	153	147	142
南小学校	230	235	235	253	240
稲田小学校	299	284	280	265	260
佐城小学校	199	185	173	173	165
東小学校	79	77	67	65	58
宍戸小学校	360	353	337	347	342
友部小学校	723	734	736	746	767
北川根小学校	345	345	323	322	293
大原小学校	222	217	213	213	198
友部第二小学校	533	508	453	454	433
岩間第一小学校	370	358	364	352	358
岩間第二小学校	228	224	212	195	195
岩間第三小学校	365	344	331	324	323
合計	4,707	4,627	4,500	4,491	4,399

資料：学校基本調査

## ●中学校別生徒数の推移

各年5月現在 (単位：人)

	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
笠間中学校	478	456	446	431	428
東中学校	78	76	77	77	83
南中学校	106	111	99	99	106
稲田中学校	171	164	169	160	147
友部中学校	677	657	644	615	642
友部第二中学校	405	430	445	417	423
岩間中学校	521	520	506	494	472
合計	2,436	2,414	2,386	2,293	2,301

資料：学校基本調査

## 5. 子育て支援施設等

### (1) 地域の子育て支援の拠点

現在、市内2か所の子育て支援センター並びに地域の保育所(園)や保健センターにて、子育ての不安を緩和し、子どもの健やかな育ちを応援する目的で、親子の交流を図り、子育てに関する相談ならびに育児サークルの育成・活動支援を行っています。

子育て支援センター		
「くりのこ」(市民センターいわま内) 開設日：毎週月・水・金曜日 開設時間：10時～12時 13時～16時	「みつばち」(笠間ショッピングセンター内) 開設日：毎週火・木・金曜日 開設時間：10時～12時 13時～16時	
子育て支援に関する交流・相談の場		
「夢いっぱいクラブ」 (ともべ保育所内)	「そだちの会」 (みか保育園内)	「子育て交流広場 ぽっかぽか」 (友部保健センター)

### (2) 子育てサポート等

住民参加型の在宅福祉サービスとして「子育てサポート」を在宅福祉サービスセンター(社会福祉協議会内)で実施しており、育児の援助を行いたい人と援助を希望する会員同士の相互援助活動を支援しています。また、みなみ公民館では、更生保護女性会(笠間支部)が、毎月第3木曜日に「子育てサロン」を開設しています。

### (3) 療育に関する支援の場

市内3か所の保健センター(友部、笠間、岩間)にて、言葉の遅れなどの発達面、性格・行動面の心配等の相談の場として子育て相談(おひさま教室・どんぐり教室・スマイリー教室)を実施しています。

また、社会福祉協議会にて、発達に不安のある未就学児童を対象に遊びや指導等を通じて発達を促す「つくしんぼ教室」や「すずらん教室」を実施しています。

### (4) 親子の学びの場

公民館講座の中では、夏休みや土曜日を活用して、小学生を対象とした体験学習の機会、また、就園前の親子を対象としたリズム遊びなど気軽に楽しめる機会を提供しています。

また、市内3か所の図書館では、子ども向け事業の開催やボランティアによる読み聞かせ(お話し会)、さらに、絵本を通して親子でふれあい語り合うことができるようブックスタート事業を展開しています。



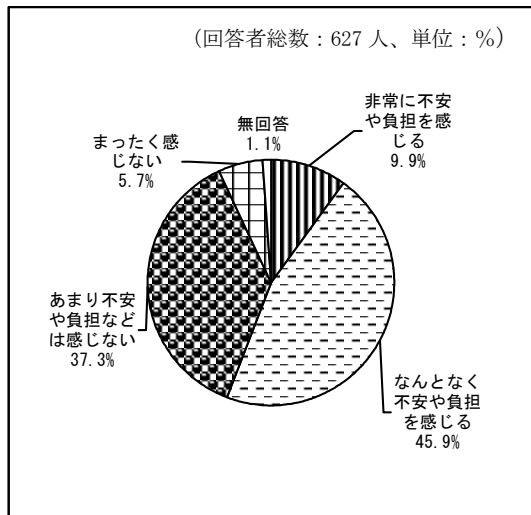
### 第3節 子育て家庭の実態（次世代育成支援に関するアンケート調査）

#### （1）子育ての不安や悩み

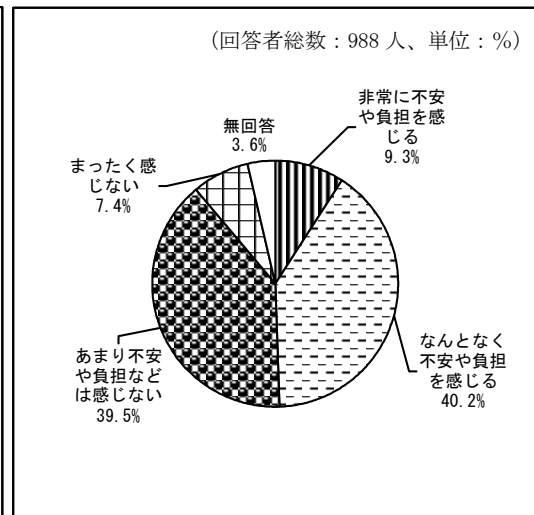
子育てに関して不安感や負担感を感じているかをたずねたところ、就学前児童の保護者については「非常に不安や負担を感じる」が9.9%、「なんとなく不安や負担を感じる」が45.9%で合わせると55.8%を占めています。

また、就学児童の保護者も「非常に不安や負担を感じる」と「なんとなく不安や負担を感じる」を合わせると約半数を占めていることから、子育て家庭の多くは何らかの不安や負担を感じながら子育てをしていることがわかります。

図1 子育ての負担感【就学前児童保護者】



【就学児童保護者】



#### アンケート調査から

○出産から8ヶ月ぐらいまでが不安でした。保健センターの方にお世話になりましたが、そこを通じて同じ月齢の子どもの集いなどがあつたらよかったですーと思います。乳児の頃の母親は不安いっぱいです。(0歳児の保護者)

○子どものことについて、困ったときどこでどのような支援、相談ができるのか仕組みをなんとかしてほしい。1つのところに相談にいけばはっきり教えてくれる職員はいないのでしょか。(4年生の保護者)

## (2) 母親の就労の状況

就学前児童のいる母親の就労状況については、「就労（フルタイム）」と「就労（育休・介護休業中）」、「就労（パート、アルバイト等）」を合わせると、約半数が就労している現状です。

一方、「現在は就労していない」が45.6%、「これまでに就労したことがない」が3.0%です。

図2 母親の就労状況（就学前児童保護者）

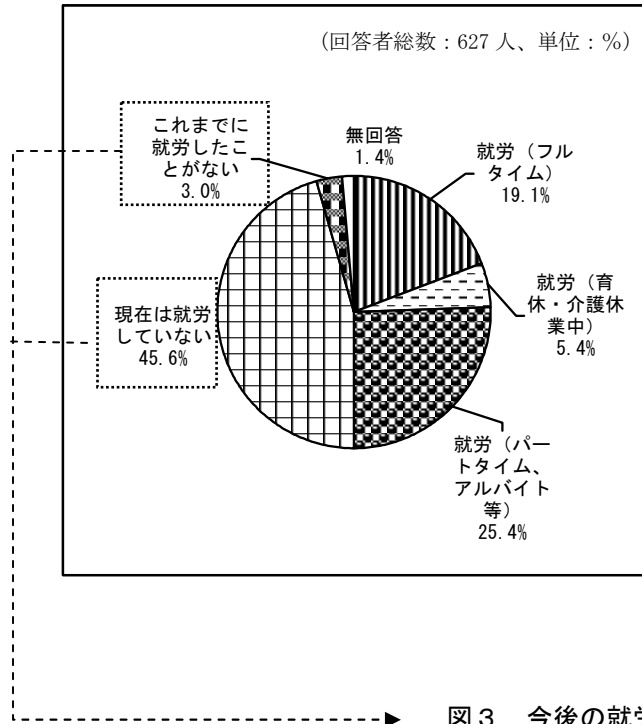
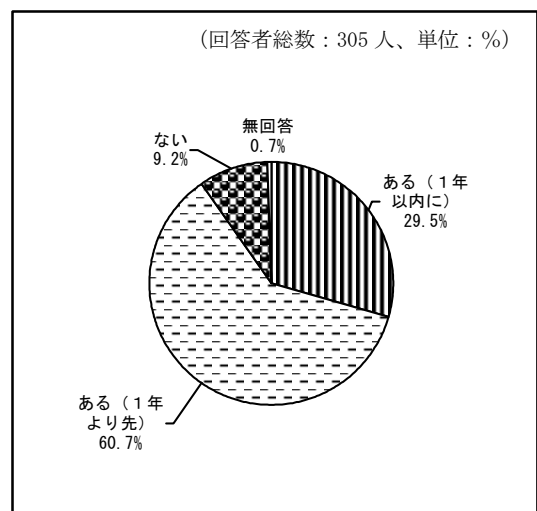


図3 今後の就労希望（就学前児童保護者）

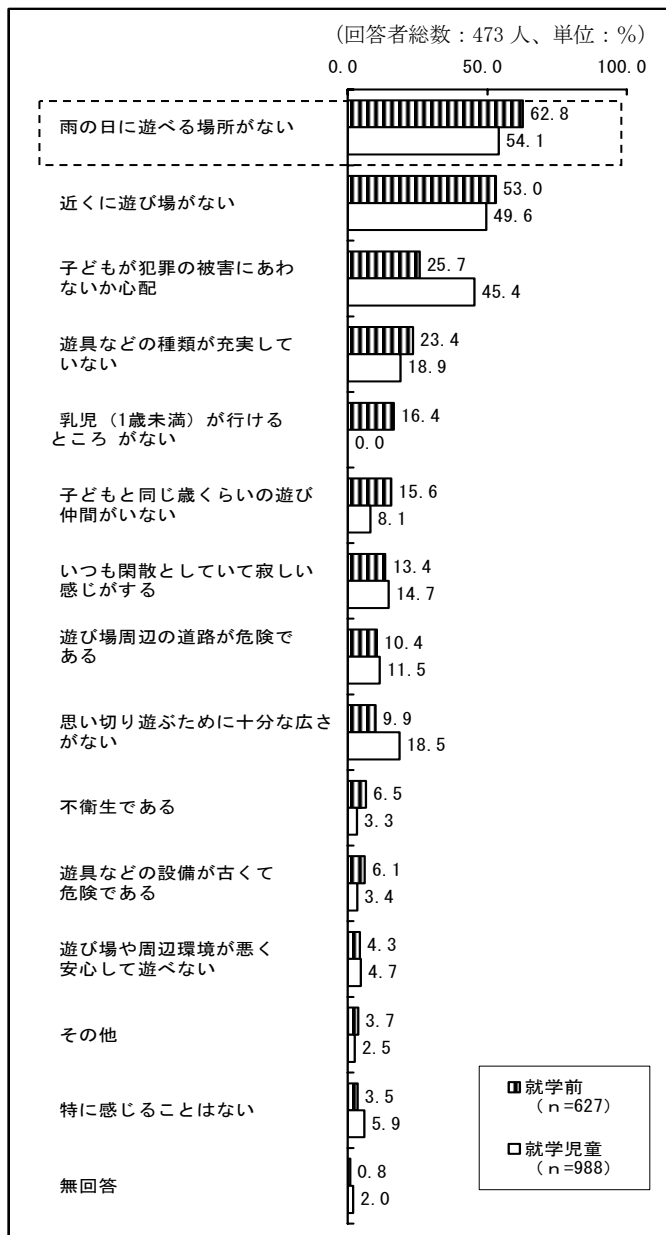


現在、就労していない母親に今後の就労意向をたずねたところ、「ある（1年以内）」が約3割、「ある（1年より先）」が約6割と高くなっています。特に、1年以内に就労したいとした3割の母親については、今後保育ニーズが発生する可能性が高い方と考えられます。

(3) 子育て支援の環境

笠間市の子どもの遊び場について、日頃感じていることをたずねたところ、就学前児童の保護者は「雨の日に遊べる場所がない」が62.8%で最も高く、就学児童の親も54.1%で高くなっています。また、地区別にみると「雨の日に遊べる場所がない」は各地区とも高いものの、「近くに遊び場がない」は“岩間地区”の割合がやや高くなっています。

図4 子どもの遊び場について（複数回答）



アンケート調査から

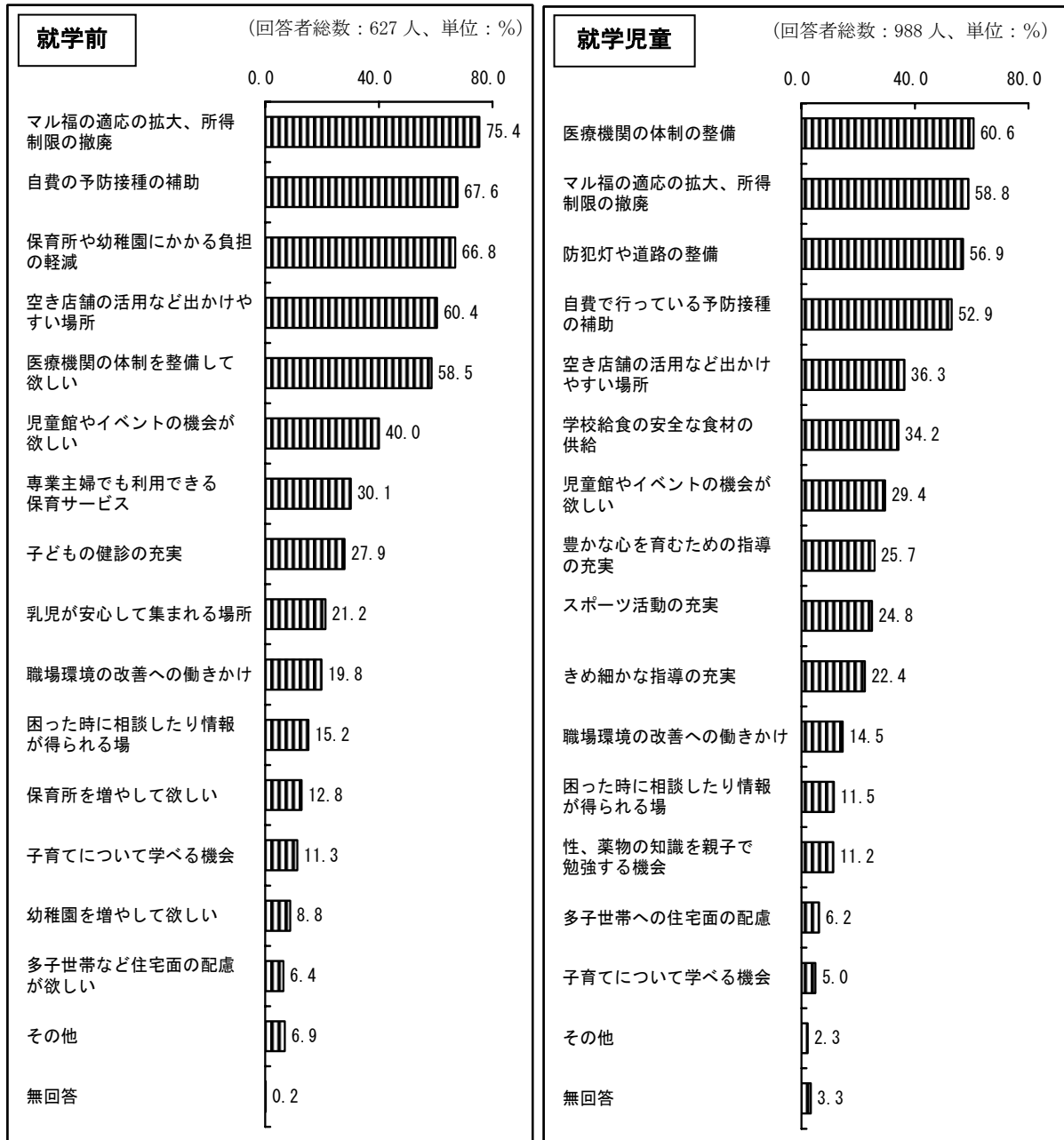
- 近くに同年代の子がいない、友達と遊ぶことがない。若い人が就職や結婚で市外に出ていってしまい、戻ってこない。若い人が戻ってきたくなる子育てしやすい、住みやすい街にしてもらえたらと思います。（0歳児の保護者）
- お金の面の支援がないように思います。だから私ももう子どもを産むことをやめました。働きたくても子どもを預けるとかなり保育料がかかるし、保育料が安いところは、時間が短い。（5歳児の保護者）
- 児童館があればいいなと痛切に思っていました。さらに遊びのリーダー、補助員などの存在があれば素晴らしいですね。（1年生の保護者）

#### (4) 充実を求める子育て支援の内容

笠間市の子育て支援の充実を図って欲しいと期待することをたずねたところ、就学前児童の保護者は「マル福の適応の拡大、所得制限の撤廃」が75.4%で最も高く、次いで「自費の予防接種の補助」が67.6%、「保育所や幼稚園にかかる負担の軽減」が66.8%で、すべて“経済的負担の軽減”に関する内容が上位を占めました。

また、就学児童の保護者は「医療機関の体制の整備」が60.6%で最も高く、次いで「マル福の適応の拡大、所得制限の撤廃」が58.8%、「防犯灯や道路の整備」が56.8%で、経済的負担の軽減に加えて、医療体制や生活環境の整備が求められています。

図5 笠間市の子育て支援の充実策（複数回答）



## 第4節 市民ニーズと今後の課題

アンケート結果や各種ヒアリングなどから、以下のような課題があげられます。

### 課題1 地域で支えあう子育て支援の確保

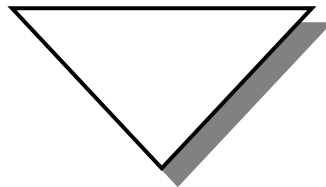
●育児の孤立化を防ぎ、育児に対する不安や負担を少しでも軽減させる取り組みの推進が求められています。そのため、気軽に相談や情報交換等ができる総合的な子育て支援の場を整備していく必要があります。また、在宅福祉サービスセンター（社会福祉協議会内）において住民相互の支えあい活動として「子育てサポート」を実施していますが、近年、利用者が伸び悩んでいます。そのため、サービス機能を充実させるとともに周知を進め、利用会員並びに協力会員を確保し「ファミリー・サポート・センター」への移行に向けた準備を進めていく必要があります。

●現在、笠間市には保育所(園)の待機児童が若干名おり、アンケート調査からも、特に3歳未満児など低年齢児の保育需要が高まってきています。また、病後児保育や休日保育、一時預かり保育の希望も比較的多くあげられています。保育所(園)の入所に関しては“これから働きに行きたくても、仕事が決まっていないので申請できない”といったような意見もあるため、このような潜在的な保育ニーズも加味して着実に対応していくことが求められます。さらに、笠間市の放課後児童クラブも全体として在籍数が急増しているため対応が求められます。

●アンケート調査やハッピートークの中では、子育てに関わる費用の軽減が多くあげられています。そのため、国・県の動向も踏まえつつ、笠間市独自の施策を推進するなど、子育てに伴う費用負担の軽減に取り組んでいく必要があります。

●市では、要保護児童等の適切な保護と支援、情報の共有を図るために笠間市要保護児童対策地域協議会を設置し、必要に応じてケース検討会を開催しています。今後とも、協議会を活用して地域の関係機関との情報共有や支援の連携を強化し、保護を必要とする児童について適切な保護・支援を行っていく必要があります。

●少子化の要因として、近年の晩婚化や未婚化の傾向があげられており、本市においても同様です。国が実施したアンケート調査によると、結婚しない理由として“適当な相手にめぐり会わない”という回答が最も高いことから、本市においても結婚を希望する男女の出会いの場づくりを積極的に進めていく必要があります。



#### 【取り組むべき方向性】

- 地域の子育てを総合的に支援する場の整備。
- 多様なニーズに対応した保育サービスの充実。
- 子育てに関わる経済的負担の軽減。
- 養育が困難である家庭等に対するきめ細かな支援の取り組み。
- 結婚を希望する男女の出会いの場づくりの促進。

## 課題2 子どもと親の健康の確保の推進

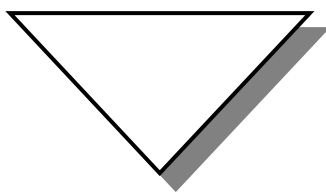
●母子の健康づくりは、生涯を通じて健康な生活を送り、また、子どもをすこやかに生み育てるための基礎となっています。市では、現在、3つの保健センターが中心となって妊娠から出産・育児に関して一貫した母と子の健康づくりと、疾病予防対策に取り組んでいます。また、平成21年度から電話による24時間、年中無休で各種健康相談や医療機関の情報を提供する「かさま健康ダイヤル24」を開始しています。

児童生徒の健康づくりという面では、近年、思春期からの過剰なダイエットや喫煙、生活習慣の乱れ、薬物使用などが社会問題化し、若者の身体面・精神面に与える影響が懸念されています。そのため、母親に対する知識の普及や指導はもちろんのこと、次代を担う若者に対しても学校などと連携してサポートを行い、命の大切さを学ぶ取り組みの推進が求められます。

●国は、「食育」という考えによって「生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育む国民運動」を推進するため『食育基本法』を制定し、この法に基づく「食育推進基本計画」を策定しています。

現在、本市においても保育園や幼稚園、小学校児童の保護者を対象とした食育講演会の開催や食育指導、また、学校給食用に地元農産物の導入を進めるなど積極的に食育の推進に取り組んでいます。

今後は、さらに生活の基本となる「食」への関心を高められるよう「食育推進計画」の策定等を通じて、乳幼児期から発達段階に合わせて栄養バランスのとれた食事や規則正しい食生活の習慣を身につけられる取り組みを計画的に推進していく必要があります。



### 【取り組むべき方向性】

- 親子がすこやかに生活できる健康づくりの推進。
- “食”に対する関心を高め、「食育」を推進する取り組み。

### 課題3 次世代の親（青少年）を育成する教育環境

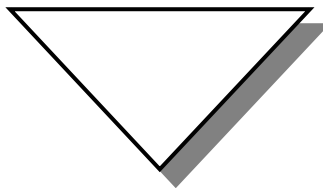
●平成21年の全国学力・学習状況調査をみると、国語については、小中学生とも漢字の読み書きなど基本的な問題の正答率が高いものの、中学生については、知識の問題の正答率がやや低い傾向がみられました。市では基礎学力の向上を図るために、毎週土曜日に小学5～6年生を対象に算数や国語を基本とした「寺子屋事業」を21年度から実施しています。今後も、子どもたちの基礎学力の向上を支える教育環境の整備に努めていく必要があります。

●子どもたちの生活面に関しては、早寝・早起きの生活習慣が比較的定着している傾向がみられることをはじめ、学校の図書室や市立図書館を利用している児童生徒が多いなど良い傾向がみられました。しかし、その一方で、テレビを見たり、テレビゲームをする時間が全国平均より長いという結果もみられました。

そのため、次代の親を育成するという面からも、親自身も規則正しい生活習慣のリズムの重要性を考え、大人が手本となって取り組めるように、引き続き、家庭教育の支援・充実が求められます。

●市では、日中、保護者が家庭にいない児童を対象にした放課後児童クラブの充実を進める一方で、すべての児童を対象にスポーツ・文化活動・地域住民との交流活動の場として「放課後子ども教室」を開設しています。平成21年現在、東小・大原小・岩間第三小の3校で実施していますが、アンケート調査でも実施校の拡充を望む声が多くなっています。しかし、異年齢交流や世代間交流の場として重要視しているものの、地域ボランティアの確保が当面の課題です。

今後、地域の協力を得ながら子どもたちの多様な体験や交流の場、子どもの居場所づくりに積極的に取り組んでいくことが求められます。



#### 【取り組むべき方向性】

- 子どもの心豊かな成長と学力の向上を支える教育環境の充実。
- 父親の育児参加など家庭教育の充実。
- 子どもの体験・交流機会を通じた地域の教育力の向上。

## 課題4 安心・安全に子育てできるまちづくり

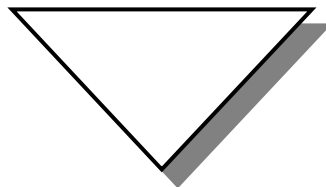
●近年、職場における男性の育児休暇も話題にあがるようになりましたが、まだ社会全体として浸透しているとは言いがたい状況にあります。アンケート調査では、悩みや不安の相談相手は「配偶者・パートナー」が最も多い反面、父親の理解が得られないことで母親が育児ストレスを抱えるケースもあるようです。本市は、妊娠届出時に、初めて父親になる方を対象に「父子健康手帳」を配布し、父親の育児参加を促しています。子育てを母親と父親がともに協力し実践し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に取り組む必要があります。

●本市は自然と歴史、文化、芸術に彩られたまちです。芸術の森公園あそびの村をはじめ、笠間市総合公園や北山公園、あたご天狗の森などが整備されています。しかし、平成19年に実施した地域福祉計画策定の際に行ったアンケート調査では、地域の課題として「安心できる子どもの遊び場が少ない」が約4割で最も高い結果としてあげられています。

そのため、今後とも子どもや親子が安心して外出できるよう身近な公園の整備をはじめ、通学路等の歩道の整備や公共施設のバリアフリー化など、安心して暮らせる生活環境を確保していく必要があります。

●子ども等を交通事故の危険から守るために、通学路の安全確保をはじめ、交通安全運動や交通安全教育などを推進しています。しかし、依然として交通事故の危険性が低下していない状況がみられます。また、近年は子どもの連れ去り事件や不審者による声かけ事案が全国的に多発するなど、これまで以上に子どもを犯罪等から守る取り組みの強化が重要になってきています。

そのため、地域と一体となって子ども等を交通事故や犯罪などから守り、引き続き、安心・安全に暮らせるよう、家庭、地域、行政が協働して取り組んでいくことが大切です。



### 【取り組むべき方向性】

- 仕事と子育ての調和（ワーク・ライフ・バランス）実現を支援する取り組み。
- 身近な公園の整備など子どもを取り巻く生活環境の整備。
- 子どもを交通事故や犯罪等から守る地域と協働した取り組みの強化。



◇第3章◇ 計画の将来像と  
実現に向けた視点



## 第1節 計画の将来像

### 1. 基本理念

子どもを『生み・育てる』ことは、社会を維持し次代を創造する営みであり、その意味において、非常に大切な社会的な営みといえます。

だれもが安心して子どもを生み、また、子育てを楽しいと感じ、そして何よりも『笠間』で子どもを育てて良かったと実感のもてるまちづくりを目指します。そのため、出産・子育てにかかる経済的負担の軽減策、子どもが健やかに育つ医療環境の整備、芸術文化性の高い教育環境や緑豊かな自然環境など、笠間市が持つ地域のポテンシャルを最大限に生かした施策展開を図っていくため、本計画の将来像を以下のとおり定めます。

地域みんなで支え合う 子育てのまち 笠間市

『笑顔が輝く かさまっ子』



## 2. 基本目標

本市の次世代育成支援の取り組みにあたっては、前期行動計画の4つの基本目標を引き継ぎ、展開していきます。

### 【基本目標1】 みんなが力を合わせて子どもを育むまち

子育ての責任は親にあることが基本ですが、かつては一般的だった三世同居による高齢者の援助や、地縁・血縁による助け合いも、急速な核家族化や都市化の進行とともに比較的困難な状況になってきており、親への子育て負担は大きくなってきています。

そのため、家庭や地域社会、保育所(園)、幼稚園、学校、企業、行政などが連携し、地域としてきめ細かな子育てを支援する各種サービスの提供や経済的負担の軽減を進めていくことにより、子育て家庭の負担を軽減し、みんなが力を合わせて子どもを育むまちづくりを目指します。

《基本施策》

- (1) 地域における子育ての支援、相談・情報提供の充実
- (2) 保育サービスの充実
- (3) 経済的負担の軽減(各種手当等の支給)
- (4) 支援が必要な子どもや家庭への対応(障害児・ひとり親家庭等への支援)

### 【基本目標2】 すこやかに子どもが育つまち

子どもがすこやかに生まれ、人間性豊かに育つことは、子どもたちにとって大切な権利であり、また、活力ある地域社会を持続させるためにも必要不可欠なことです。

そのため、子どもたちが心身ともに健康に育ち、次代の親としてたくましく成長できるように、すこやかに子どもが育つまちづくりを目指します。

《基本施策》

- (1) 母子保健、小児医療の充実
- (2) 「食育」の推進

### 【基本目標3】 心豊かに子どもが成長するまち

地域の子どもが心豊かに成長していけるように、幼児教育、学校教育、家庭教育を充実させ、社会の変化に主体的に対応し、心豊かにのびのびと生きる力を育成します。また、世代間交流の機会を増やし、仲間や家族、地域の人々とのふれあいが生まれる場を提供し、心豊かに子どもが成長するまちづくりを目指します。

#### 《基本施策》

- (1) 心豊かな成長と学力向上を支える教育環境の整備
- (2) 家庭教育の充実
- (3) 地域活動を通じた地域教育力の向上

### 【基本目標4】 安心して子育てできるまち

子育て等に関して男女がともに協力しあい、家族としての責任を担い、仕事と家庭の両立ができるよう、社会全体として仕事と子育ての調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた取り組みの普及・啓発を進めていきます。

また、交通事故や犯罪の危険、さらに、生活環境の悪化など、子どもを取り巻く地域の環境は決して安全・安心とはいえない状況にあるため、地域全体として、安心して子育てできるまちづくりを目指します。

#### 《基本施策》

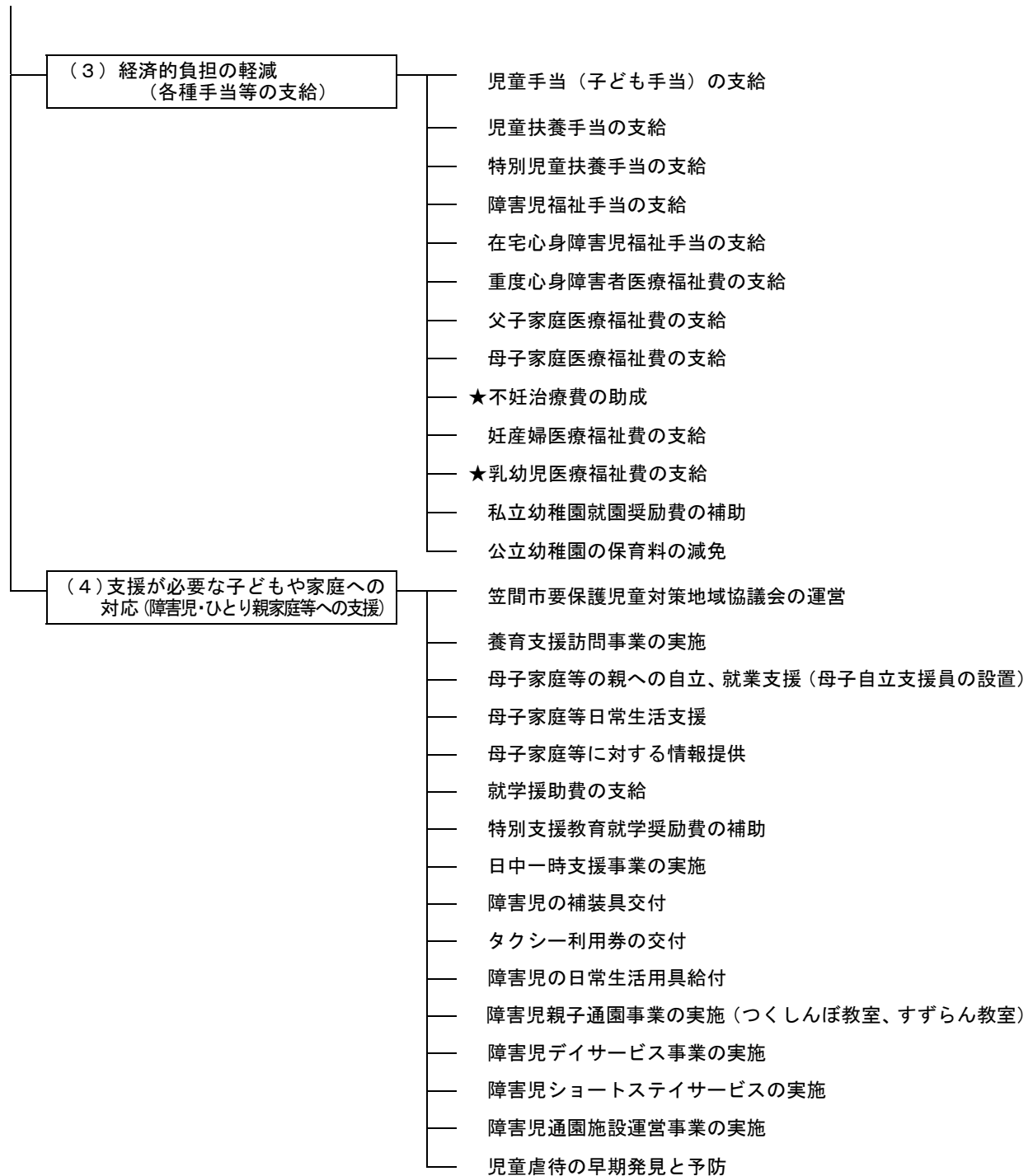
- (1) 仕事と子育ての両立支援の推進
- (2) 子どもを取り巻く生活環境の整備
- (3) 子どもの安全の確保

### 3. 施策体系

#### 基本目標1 みんなが力を合わせて子どもを育むまち

《基本施策》	《事業名称》	
(1) 地域における子育ての支援、 相談・情報提供の充実	地域子育て支援拠点事業の充実	
	★複合的な機能を有する児童館の整備【新規】	
	子育てサポート事業の充実	
	★ファミリー・サポート・センター事業の実施	
	地域交流事業の推進	
	子育てボランティアの活用	
	子育て交流事業の開催（親子教室）	
	母と子の教室の実施	
	子育て広場事業「子育てラクダクラブ等」の推進	
	いばらき子育て家庭優待制度の推進	
	子育て支援総合ガイドの改訂	
	子育てに関する相談体制の充実	
	★出会い創出支援事業の推進	
	結婚相談ボランティア団体との連携事業の実施	
	いばらき出会いサポートセンター推進事業の促進	
	(2) 保育サービスの充実	保育所施設の整備
		通常保育事業の実施
延長保育事業の実施		
乳児保育事業の実施		
障害児保育事業の実施		
休日保育事業の実施		
夜間保育事業の実施		
トワイライトステイ事業の実施		
特定保育事業の実施		
ショートステイ事業の実施		
病後児保育事業の実施（施設型）		
体調不良児保育事業の実施（自園型）		
一時保育事業の推進		
幼稚園における預かり保育事業の実施		
★放課後児童健全育成事業（児童クラブ）の充実		
保育サービス評価制度の導入		

注) ★印は、本章第2節に掲げる、重点的に取り組む事業。（以下同様）



## 基本目標2 すこやかに子どもが育つまち

《基本施策》	《事業名称》
(1) 母子保健、小児医療の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>— かさま健康ダイヤル 24 の活用促進</li> <li>— 母子健康手帳の交付（11 週までの早期交付）</li> <li>— 妊婦一般健康診査委託事業の実施</li> <li>— 妊産婦訪問指導の実施</li> <li>— 妊産婦健康相談の実施</li> <li>— 両親学級の実施</li> <li>— 乳児家庭全戸訪問事業の実施</li> <li>— 乳幼児訪問指導の実施</li> <li>— 乳幼児健康相談の実施</li> <li>— 乳児一般健康診査委託事業の実施（3～6か月、9～11か月）</li> <li>— 3～4か月児相談の実施</li> <li>— 1歳児相談の実施</li> <li>— 1歳6か月児健康診査の実施</li> <li>— 2歳児歯科健康診査の実施</li> <li>— 3歳児健康診査の実施</li> <li>— ハイリスク幼児教室の実施</li> <li>— ことば・こころの教室の実施</li> <li>— フッ素塗布の実施</li> <li>— 保育所、幼稚園等の歯科保健指導の実施</li> <li>— 予防接種事業の推進</li> <li>— 就学時検診の実施</li> <li>— 歯科保健対策の充実</li> </ul>
(2) 「食育」の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>— 食育の推進【新規】</li> <li>— 離乳食教室の開催</li> <li>— 食生活改善推進員による地域活動</li> <li>— 親子料理教室の開催</li> <li>— 食育講演会の開催</li> <li>— 妊婦・乳幼児健診や相談時における栄養指導の推進</li> <li>— 保健センター、保育所及び幼稚園との連携による食育事業の推進</li> <li>— 給食用の地元農産物の導入拡大（地産地消の推進）</li> <li>— 幼稚園の園庭菜園の推進</li> <li>— 食育指導の推進</li> </ul>

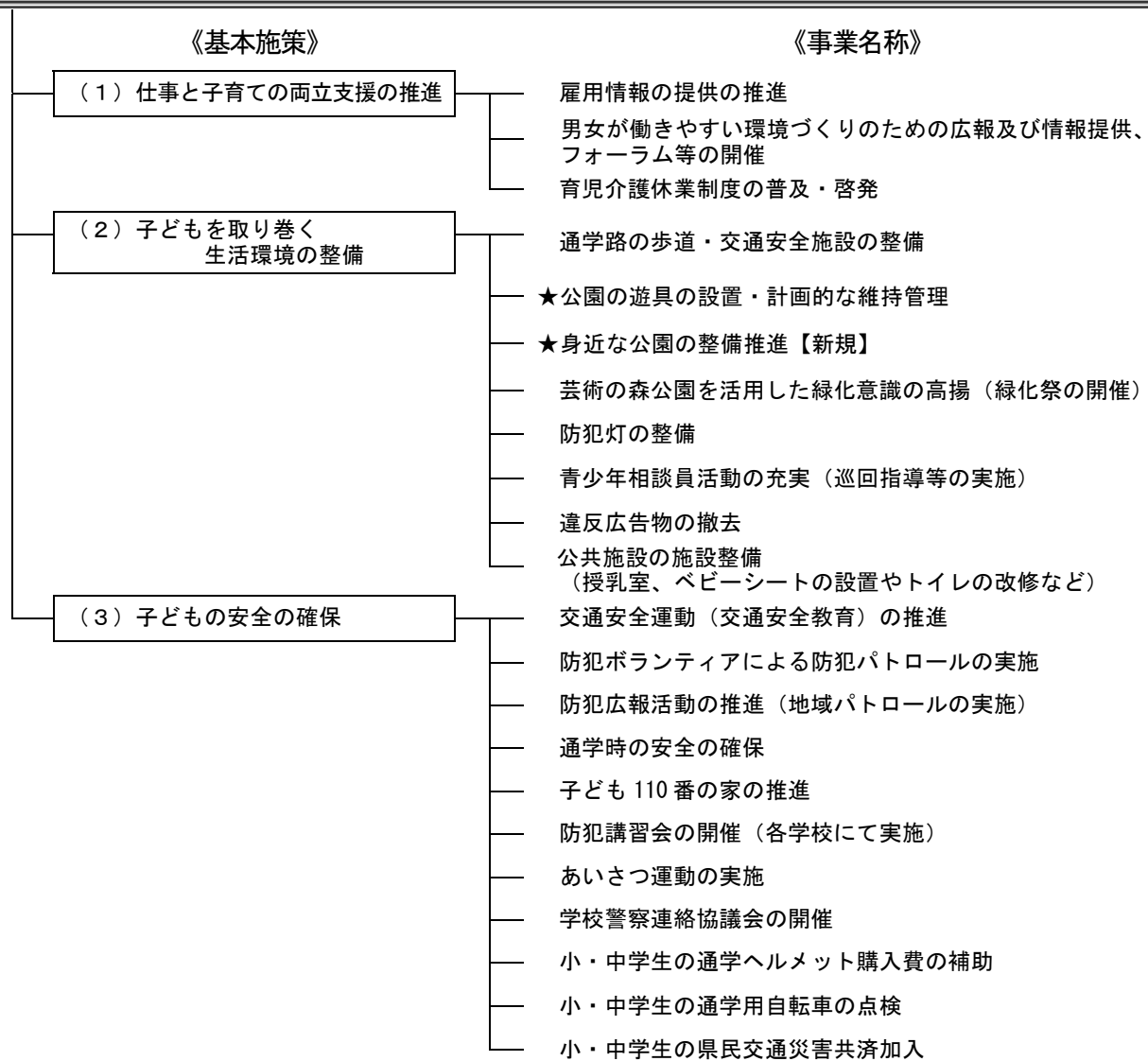


基本目標3 心豊かに子どもが成長するまち

《基本施策》	《事業名称》	
(1) 心豊かな成長と学力向上を支える教育環境の整備	赤ちゃんふれあい体験の充実	
	思春期教育の充実（エイズ予防講演会の開催）	
	小児生活習慣病予防健診の充実	
	職場体験の充実	
	寺子屋事業の実施	
	読み聞かせ事業の推進	
	市立図書館と学校の連携	
	TT特別配置事業の実施	
	理科支援等配置事業の実施	
	英語指導助手（ALT）の活用	
	適応指導教室の実施	
	こころの相談室での相談の実施	
	心の教室相談員の派遣	
	多様な体験活動の機会の充実	
	開かれた学校づくりの推進（学校評議員制度）	
	教育相談体制の充実	
	小・中学校施設の耐震化の推進	
	小・中学校施設の維持管理	
	小・中学校の備品購入	
	中学校の部活動の補助	
	特別支援教育の充実（介助員の配置）	
	幼稚園・小学校との交流	
	学校における環境衛生検査の実施	
	(2) 家庭教育の充実	男女共同参画意識の啓発（若い夫婦向けセミナーの開催）
		父親の育児参加の促進（父子健康手帳の配布）
		家庭教育学級の開催
		就学児健診時を活用した子育て講座の開催
	(3) 地域活動を通じた地域教育力の向上	ブックスタート事業の推進
運動部活動への外部指導者の活用		
青少年健全育成の促進（親子ふれあいイベント）		
三世代交流イベントの開催（友・遊ランド）		
子ども映画会の開催（公民館・図書館）		
幼児演劇鑑賞会の開催		
図書館を利用した子ども向け事業の開催（子ども読書フェスティバル等）		
体験型学習講座の開催（サタデーまなB e等）		

- サマースクールの開催
- 放課後子ども教室の実施
- 子ども会活動の促進
- 地域活動の指導者の育成（指導者育成講習会の開催）
- スポーツ少年団活動の育成・支援
- スポーツ教室の開催
- 学校施設の開放
- 学校支援地域本部事業の推進
- 体験学習活動の推進（図工教室）
- 高校生会「リーダーズクラブ」の育成・支援

## 基本目標4 安心して子育てできるまち



## 第2節 実現に向けた視点

### 1. 実現に向けた視点（キーワード）

前期行動計画では、基本理念及び基本目標を設定し、その実現に向けた事業内容を整理して取り組んできました。しかし、本市の基本理念である地域みんなで支え合う子育てのまち 笠間市 『笑顔が輝く かさまっ子』の実現に向けては、行政の取り組みはもちろんですが、家庭や地域団体等、次世代育成支援に関わるすべての人々がそれぞれの役割を担ってみんなで協力・連携して応援していくことが不可欠です。

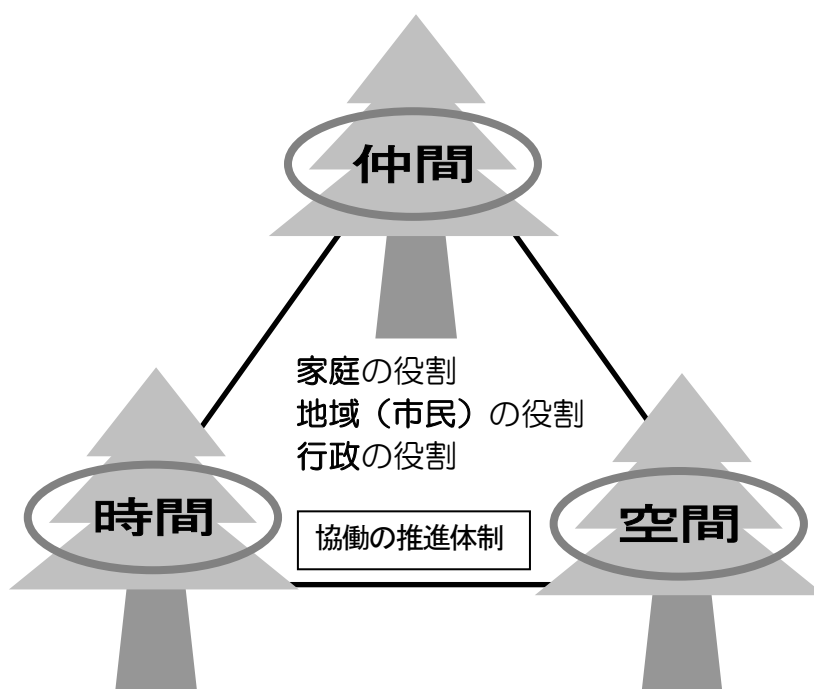
そのため、次世代育成支援を推進する上で、“かさま”がもつ地域の魅力や資源を最大限に活用しながら、家庭・地域・行政が協働して取り組むこととします。

協働による取り組みを具体的に推進し、計画全体を管理・評価していく視点として、『仲間』『時間』『空間』（3つの間）づくりをキーワードに推進していくこととします。

**【仲間】** 親子が地域の愛情に支えられ『仲間』とともに成長できること。

**【時間】** ゆとりをもって子育てできる『時間』があること。

**【空間】** “かさまっ子”が健やかに育つ『空間』があること。

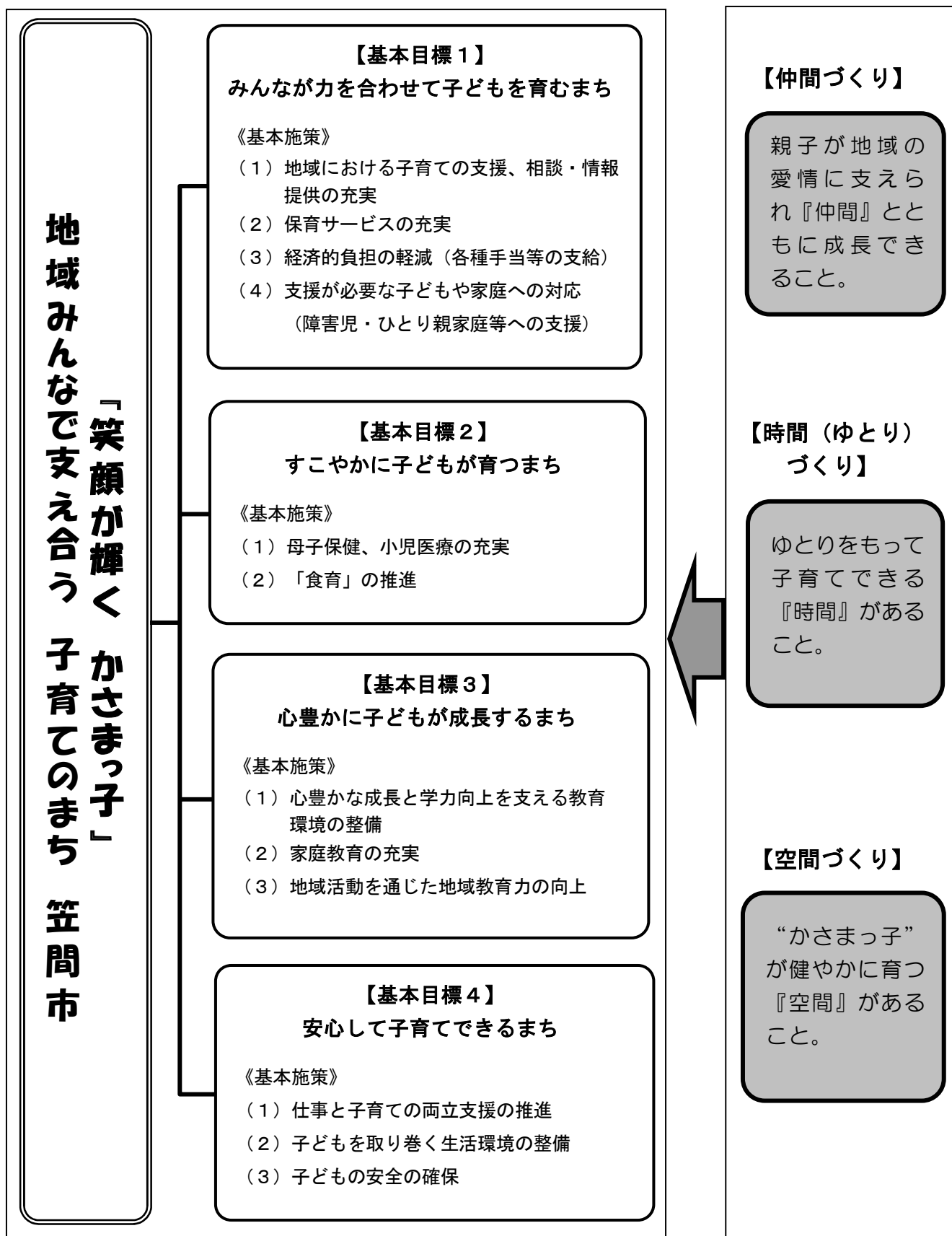


基本理念の実現に向けて、4つの基本目標及び基本施策を推進します。また、実現に向けた3つの視点を持って、横断的に計画の取り組みを推進・評価していきます。

《基本理念》

《基本目標・基本施策》

《実現に向けた視点》



## 仲間

## I 仲間づくりの取り組み

地域の身近な相談の場や交流の機会において、気軽に子育てを支えあえる仲間づくりや、親子がともに成長できる体験活動や学びの場の確保に取り組むこととします。また、子どもの放課後や土・日曜日の安全な居場所の確保に取り組むこととします。さらに、若者の出会いの機会の創出に取り組むこととします。

## 期待される役割

## 【家庭の役割】

- ◇子育ての悩みや不安を一人で抱え込まずに、親や友だち、地域のサポート機関などに相談する。
- ◇子ども会等地域の活動に積極的に参加し、地域に顔見知りの仲間を増やす。

## 【地域(市民)の役割】

- ◇スポーツ・生涯学習活動などボランティア等を通じて、家庭だけでは学べない様々な体験や知識を身につけられる活動を行う。
- ◇「子育てサポート」活動を周知し、住民相互の支えあい活動の輪を地域に広める。

## 【行政の役割】

- ◇親子で一緒に参加できる行事や家庭教育学級等を通じて、育児の孤立化の防止と親の学びの場を提供する。
- ◇結婚を希望する男女に対して、交流会や講座、イベントなどを開催し、若者の出会いの機会を提供する。

## 関連指標『仲間編』

## 【取り組みを評価する指標】

評価する指標	現 状 (20年度)	取り組みの方向性 (26年度)	備考
子育てサポート(ファミリーサポートセンター)に登録している会員数	協力会員85人 利用会員13人	協力会員100人 利用会員100人	子ども福祉課
子育て支援センターを利用した親子の数	1日平均13.2組	1日平均40組	子ども福祉課
男女の出会い創出づくり事業に取り組んだ団体数	2団体	6団体	市民活動課
就学前児童の保護者アンケートの回答結果 (子育てに関する不安や悩みの相談相手についての設問に、「相談相手がいない」と答えた人の割合)	1.6%	0%	アンケートで 評価

注) アンケートの指標に関しては、計画の見直し時に評価する。(以下同様)

## 時間

## Ⅱ 時間（ゆとり）づくりの取り組み

少しでもゆとりをもった子育てができるよう、いざという時であっても、安心して子どもを預けられる保育環境の整備に取り組むこととします。また、子どものしつけ方や遊ばせ方、さらに、子育てに関して男性の育児参加を促進するなど、男女がともに協力して子育てについて学ぶ時間（機会）の確保に取り組むこととします。

### 期待される役割

#### 【家庭の役割】

- ◇家庭教育学級に積極的に参加し、子育てについて自ら学ぶ機会をつくる。
- ◇父親もできることから積極的に育児に参加する時間をつくる。

#### 【地域（市民）の役割】

- ◇これまでに培ってきた子育ての経験やノウハウを、地域の子育て支援の場に積極的に提供する。
- ◇地域の子どもたちの成長をわが子のように温かく見守る。

#### 【行政の役割】

- ◇保育所（園）や放課後児童クラブの待機児童をつくらない。
- ◇病後児保育、休日保育など、多様な保育ニーズに応じたサービスを提供する。
- ◇育児疲れや育児ストレスを解消できるよう、緊急時に対応できる一時預かり保育サービスを各保育所（園）で実施する。

### 関連指標『時間編』

#### 【取り組みを評価する指標】

評価する指標	現 状 (20年度)	取り組みの方向性 (26年度)	備考
保育所（園）の待機児童数 (各年度4月1日現在)	2人（21年度）	0人	子ども福祉課
両親学級に参加した人（妊婦・夫）の割合	妊婦 29.8% 夫 14.4%	妊婦 33% 夫 20%	健康増進課
家庭教育学級に参加した保護者数	延べ9,448人	延べ10,000人	生涯学習課
就学前児童の保護者アンケートの回答結果 (子育てに関する不安感や負担感の有無についての設問に、「不安や負担を感じている」と答えた人の割合)	55.8%	0%	アンケートで評価

## 空間

## Ⅲ 空間づくりの取り組み

子どもや親子が集える複合的な児童館や身近な公園の整備に取り組むこととします。また、子育て家庭が、身近にほっとできる子育て支援の空間を数多く確保するとともに、次世代を担う若者もボランティア等で積極的に地域にかかわり、愛着をもって住み続けたいと思える地域づくりに取り組むこととします。

## 期待される役割

## 【家庭の役割】

- ◇広報紙や子育て支援ガイドブックを活用して積極的に情報収集を行い、地域への関心を高める。
- ◇積極的に地域の行事への参加や子育て支援の場を利用する。

## 【地域(市民)の役割】

- ◇子どもたちが集まる公園や遊び場に関心をもち、常に気持ちよく利用できる環境を保つ。
- ◇子育てサロンや地域における子どもの育成を支援するボランティア活動を広める。

## 【行政の役割】

- ◇子育て支援の拠点として「複合的な児童館」を整備する。
- ◇「子育て支援センター」を拡充し、身近な地域に気軽に相談や交流できる場を確保する。
- ◇笠間に愛着を持って住み続けてもらえるよう、リーダーズクラブなど若者が地域で活躍できる場を確保する。

## 関連指標『空間編』

## 【取り組みを評価する指標】

評価する指標	現 状 (20年度)	取り組みの方向性 (26年度)	備考
子育て支援センターの機能を有する複合的な児童館の整備	0か所	1か所整備する	子ども福祉課
公園における新たな遊具の設置及び既存遊具の更新	既存遊具設置箇所 45か所	公園施設長寿命化計画を策定し、計画的に設置及び更新を行う	都市計画課
就学前児童の保護者アンケートの回答結果 (地域子育て支援拠点事業(注1)の利用についての設問に、「サービスの利用方法がわからないため利用していない」と答えた人の割合)	15.2%	0%	アンケートで評価

(注1) 親子同士の交流、育児に関する相談や情報入手ができる場を提供する事業で、「子育て広場」「ふれあい広場」「子育て支援センター」等の名称があります。

## 2. 重点的に取り組む事業

---

後期行動計画の期間内に、具体的に以下の内容に重点的に取り組みます。

### I 仲間づくりの取り組み

#### **(1) ファミリー・サポート・センター事業の実施**

現在実施している子育てサポート事業のサービス拡充と利用会員の拡大を図り、ファミリー・サポート・センター事業に移行する。

#### **(2) 次世代を担う男女の出会いの場づくりの促進**

民間団体や企業等が実施する男女の出会いの場づくりに対して、経費の一部助成を引き続き行うとともに、民間団体と連携して若者が参加できる交流会や講座、イベントなどを開催する。

### II 時間（ゆとり）づくりの取り組み

#### **(3) 放課後児童クラブの充実**

放課後児童クラブについて、開所時間を延長する。

#### **(4) 乳幼児医療福祉費（マル福）の支給対象年齢の拡大**

未就学児を対象に支給している乳幼児医療福祉費（マル福）について、支給対象年齢を小学校6年生まで拡大する。

#### **(5) 特定不妊治療費助成事業の充実**

特定不妊治療費の一部助成について、現在、通算2年間としている助成期間を通算5年間に延長する。また、体外受精への補助額を引き上げる。

### III 空間づくりの取り組み

#### **(6) 複合的な機能を有する児童館の整備**

子育て支援センターの機能をもつ複合的な児童館を友部地区に整備する。

#### **(7) 遊具の設置及び公園整備の検討**

既存の公園及び「市民センターいわま」の敷地内に遊具を設置するとともに、新たな公園の整備について検討する。



## ◇第4章◇ 計画の事業内容



## 《基本目標1》 みんなが力を合わせて子どもを育むまち

### (1) 地域における子育ての支援、相談・情報提供の充実

#### 【基本方針】

- ◆子育てに関する相談・情報提供体制の充実を図るとともに、身近な地域で子育てを支援する拠点を確保します。また、次世代を担う男女の「出会いの場」づくりを積極的に進めます。

#### 【事業の内容】

事業 No.	事業名称	現状 平成 21 年度	目標 平成 26 年度	担当課
1	地域子育て支援拠点事業の充実	3 か所	3 か所 (継続実施)	子ども福祉課
2	複合的な機能を有する児童館の整備【新規】	—	実施 (1 か所)	子ども福祉課
3	子育てサポート事業の充実	3 か所	ファミリー・サポート・センターへ 移行	子ども福祉課
4	ファミリー・サポート・センター事業の実施	未実施	実施 (1 か所)	子ども福祉課
5	地域交流事業の推進	7 か所	9 か所	子ども福祉課
6	子育てボランティアの活用	実施	継続実施	子ども福祉課
7	子育て交流事業の開催（親子教室）	実施	継続実施	健康増進課
8	母と子の教室の実施	8 回	8 回 (継続実施)	公民館
9	子育て広場事業「子育てラクダクラブ等」の推進	9 回	8 回 (継続実施)	公民館
10	いばらき子育て家庭優待制度の推進	実施	継続実施	子ども福祉課
11	子育て支援総合ガイドの改訂	実施	随時改訂	子ども福祉課
12	子育てに関する相談体制の充実	実施	継続実施	子ども福祉課
13	出会い創出支援事業の推進	実施	継続実施	市民活動課
14	結婚相談ボランティア団体との連携事業の実施	実施	継続実施	市民活動課
15	いばらき出会いサポートセンター推進事業の促進	実施	継続実施	市民活動課

※各施策は、複数の分野に関わる事業がありますが、主目的の分野に分類しています。

## (2) 保育サービスの充実

### 【基本方針】

- ◆多様な就業形態に合わせてニーズが多様化している保育サービスの充実並びに放課後児童クラブの充実を推進します。

### 【事業の内容】

事業 No.	事業名称	現状 平成 21 年度	目標 平成 26 年度	担当課
16	保育所施設の整備	未実施	整備計画を策定し実施	子ども福祉課
17	通常保育事業の実施	9 か所	9 か所 (継続実施)	子ども福祉課
18	延長保育事業の実施	9 か所	9 か所 (継続実施)	子ども福祉課
19	乳児保育事業の実施	9 か所	9 か所 (継続実施)	子ども福祉課
20	障害児保育事業の実施	9 か所	9 か所 (継続実施)	子ども福祉課
21	休日保育事業の実施	未実施	実施 (1 か所)	子ども福祉課
22	夜間保育事業の実施	未実施	実施について検討	子ども福祉課
23	トワイライトステイ事業の実施	未実施	実施について検討	子ども福祉課
24	特定保育事業の実施	未実施	実施について検討	子ども福祉課
25	ショートステイ事業の実施	未実施	実施 (2 か所)	子ども福祉課
26	病後児保育事業の実施 (施設型)	1 か所	1 か所 (継続実施)	子ども福祉課
27	体調不良児保育事業の実施 (自園型)	1 か所	2 か所	子ども福祉課
28	一時保育事業の推進	9 か所	9 か所 (継続実施)	子ども福祉課
29	幼稚園における預かり保育事業の実施	実施	公立幼稚園において実施検討	学務課
30	放課後児童健全育成事業 (児童クラブ) の充実	15 か所	15 か所 (継続実施)	子ども福祉課
31	保育サービス評価制度の導入	未実施	実施	子ども福祉課

## (3) 経済的負担の軽減（各種手当等の支給）

## 【基本方針】

◆子育てに関わる経済的な負担の軽減を推進します。

## 【事業の内容】

事業 No.	事業名称	現状 平成 21 年度	目標 平成 26 年度	担当課
32	児童手当（子ども手当）の支給	実施	継続実施	子ども福祉課
33	児童扶養手当の支給	実施	継続実施	子ども福祉課
34	特別児童扶養手当の支給	実施	継続実施	社会福祉課
35	障害児福祉手当の支給	実施	継続実施	社会福祉課
36	在宅心身障害児福祉手当の支給	実施	継続実施	社会福祉課
37	重度心身障害者医療福祉費の支給 （市単独上乗せの実施）	実施	継続実施	保険年金課
38	父子家庭医療福祉費の支給 （市単独上乗せの実施）	実施	継続実施	保険年金課
39	母子家庭医療福祉費の支給 （市単独上乗せの実施）	実施	継続実施	保険年金課
40	不妊治療費の助成	実施	継続実施 （助成期間 5年に延長）	健康増進課
41	妊産婦医療福祉費の支給 （市単独上乗せの実施）	実施	継続実施	保険年金課
42	乳幼児医療福祉費の支給 （市単独上乗せの実施）	実施	継続実施 （対象を小学 6年生まで 拡大し実施）	保険年金課
43	私立幼稚園就園奨励費の補助	実施	継続実施	学務課
44	公立幼稚園の保育料の減免 （非課税世帯の保護者に対して減免）	実施	継続実施	学務課

#### (4) 支援が必要な子どもや家庭への対応（障害児・ひとり親家庭等への支援）

##### 【基本方針】

- ◆ひとり親家庭や障害のある子どもやその家庭への支援など、特に子育て等に不安を抱えやすい方へのきめ細かな配慮を通じて子育てを支援します。

##### 【事業の内容】

事業 No.	事業名称	現状 平成 21 年度	目標 平成 26 年度	担当課
45	笠間市要保護児童対策地域協議会の運営	実施	継続実施	子ども福祉課
46	養育支援訪問事業の実施	実施	継続実施	子ども福祉課
47	母子家庭等の親への自立、就業支援 (母子自立支援員の設置)	未実施	実施	子ども福祉課
48	母子家庭等日常生活支援	実施	継続実施	子ども福祉課
49	母子家庭等に対する情報提供	実施	継続実施	子ども福祉課
50	就学援助費の支給	実施	継続実施	学務課
51	特別支援教育就学奨励費の補助	実施	継続実施	学務課
52	日中一時支援事業の実施	委託事業所 20 か所	20 か所 (継続実施)	社会福祉課
53	障害児の補装具交付	実施	継続実施	社会福祉課
54	タクシー利用券の交付	実施	継続実施	社会福祉課
55	障害児の日常生活用具給付	実施	継続実施	社会福祉課
56	障害児親子通園事業の実施 (つくしんぼ教室、すずらん教室)	実施	継続実施	社会福祉課
57	障害児デイサービス事業の実施	実施	継続実施	社会福祉課
58	障害児ショートステイサービスの実施	実施	継続実施	社会福祉課
59	障害児通園施設運営事業の実施	実施	継続実施	社会福祉課
60	児童虐待の早期発見と予防	実施	継続実施	子ども福祉課 健康増進課

## 《基本目標2》すこやかに子どもが育つまち

### (1) 母子保健、小児医療の充実

#### 【基本方針】

◆各種健診や相談を通じて、子どもの発達段階に応じた保健サービスを提供していきます。また、安心して子育てできる、小児医療体制の確保に努めます。

#### 【事業の内容】

事業No.	事業名称	現状 平成21年度	目標 平成26年度	担当課
61	かさま健康ダイヤル24の活用促進	実施	継続実施	健康増進課
62	母子健康手帳の交付（11週までの早期交付）	86.3%	100%	健康増進課
63	妊婦一般健康診査委託事業の実施	14回	14回 （継続実施）	健康増進課
64	妊産婦訪問指導の実施	実施	継続実施	健康増進課
65	妊産婦健康相談の実施	3か所	3か所 （継続実施）	健康増進課
66	両親学級の実施	18回	18回 （継続実施）	健康増進課
67	乳児家庭全戸訪問事業の実施	84.1%	100%	健康増進課
68	乳幼児訪問指導の実施	実施	継続実施	健康増進課
69	乳幼児健康相談の実施	48回	48回 （継続実施）	健康増進課
70	乳児一般健康診査委託事業の実施 （3～6か月、9～11か月）	3～6か月 79.6%  9～11か月 63.8%	・県平均（注1） 73.1%を上回る3～6か月は80% ・9～11か月は 県平均（注1） 67.4%以上	健康増進課
71	3～4か月児相談の実施	27回	27回 （継続実施）	健康増進課
72	1歳児相談の実施	19回	19回 （継続実施）	健康増進課
73	1歳6か月児健康診査の実施	受診率 89.10%	県平均（注1） 90.8%を上回る92%以上	健康増進課
74	2歳児歯科健康診査の実施	86.0%	88%	健康増進課
75	3歳児健康診査の実施	受診率 91.8%	県平均（注1） 88.4%を上回る92%以上	健康増進課
76	ハイリスク幼児教室の実施	実施	継続実施	健康増進課
77	ことば・こころの教室の実施	1か所	1か所 （継続実施）	学務課

（注1）県平均 資料：平成19年度母子保健事業実施状況

(続き)

事業 No.	事業名称	現状 平成 21 年度	目標 平成 26 年度	担当課
78	フッ素塗布の実施	実施	継続実施	健康増進課
79	保育所、幼稚園等の歯科保健指導の実施	19 か所	19 か所 (継続実施)	健康増進課
80	予防接種事業の推進	6 か月までに ・BCG 接種 98.4% 1 歳 6 か月までに ・三種混合接種 97.0% ・麻しん接種 87.0%	・国の目標 (95%以上) を達成して いる BCG・三 種混合は現 状以上 ・麻しん 95%以上	健康増進課
81	就学時健診の実施	実施	継続実施	学務課
82	歯科保健対策の充実	実施	継続実施	学務課

## (2)「食育」の推進

### 【基本方針】

- ◆乳幼児期から規則正しく、望ましい食生活習慣を身につけるためにも、生活の基礎となる「食育」への関心を高める取り組みを推進します。

### 【事業の内容】

事業 No.	事業名称	現状 平成 21 年度	目標 平成 26 年度	担当課
83	食育の推進【新規】	—	推進計画策定と 計画に基づいて 実施	健康増進課
84	離乳食教室の開催	12 回	12 回 (継続実施)	健康増進課
85	食生活改善推進員による地域活動	1,800 回	2,000 回	健康増進課
86	親子料理教室の開催	24 回	34 回	健康増進課
87	食育講演会の開催	1 回	1 回 (継続実施)	健康増進課
88	妊婦・乳幼児健診や相談時における栄養指導の推進	76 回	120 回	健康増進課
89	保健センター、保育所及び幼稚園との連携による食育事業の推進	12 回	18 回	健康増進課
90	給食用の地元農産物の導入拡大 (地産地消の推進)	米使用 21 か所 野菜等使用 8 か所	米使用 25 か所 野菜等使用 25 か所	農政課
91	幼稚園の園庭菜園の実施	9 か所	9 か所 (継続実施)	学務課
92	食育指導の推進	21 か所	21 か所 (継続実施)	学務課



## 《基本目標3》心豊かに子どもが成長するまち

### (1) 心豊かな成長と学力向上を支える教育環境の整備

#### 【基本方針】

- ◆子どもの豊かな人間性を養い、やさしさと思いやりを育むとともに学力向上を図る教育環境の整備に努めます。また、児童生徒の悩みや相談等に確実に対応できる体制を確保します。

#### 【事業の内容】

事業 No.	事業名称	現状 平成 21 年度	目標 平成 26 年度	担当課
93	赤ちゃんふれあい体験の充実	22 回	22 回 (継続実施)	健康増進課
94	思春期教育の充実 (エイズ予防講演会の開催)	実施	継続実施	学務課
95	小児生活習慣病予防健診の充実	実施	継続実施	学務課
96	職場体験の充実	7 か所	7 か所 (継続実施)	学務課
97	寺子屋事業の実施	41 名	90 名	生涯学習課
98	読み聞かせ事業の推進	149 回	150 回 (継続実施)	図書館
99	市立図書館と学校の連携	実施	継続実施	図書館
100	T T 特別配置事業の実施	実施	継続実施	学務課
101	理科支援等配置事業の実施	5 人	5 人 (継続実施)	学務課
102	英語指導助手 (ALT) の活用	10 人	10 人 (継続実施)	学務課
103	適応指導教室の実施	3 か所	3 か所 (継続実施)	学務課
104	こころの相談室での相談の実施	1 か所	1 か所 (継続実施)	学務課
105	心の教室相談員の派遣	7 か所	7 か所 (継続実施)	学務課
106	多様な体験活動の機会の充実	21 か所	21 か所 (継続実施)	学務課
107	開かれた学校づくりの推進 (学校評議員制度)	21 か所	21 か所 (継続実施)	学務課
108	教育相談体制の充実	実施	継続実施	学務課
109	小・中学校施設の耐震化の推進	実施	耐震化計画に 基づき計画的 に実施	学務課

(続き)

事業 No.	事業名称	現状 平成 21 年度	目標 平成 26 年度	担当課
110	小・中学校施設の維持管理	実施	継続実施	学務課
111	小・中学校施設の備品購入	実施	継続実施	学務課
112	中学校の部活動の補助	実施	継続実施	学務課
113	特別支援教育の充実（介助員の配置）	実施	継続実施	学務課
114	幼稚園・小学校との交流	9 か所	9 か所 (継続実施)	学務課
115	学校における環境衛生検査の実施	21 か所	21 か所 (継続実施)	学務課

## (2) 家庭教育の充実

### 【基本方針】

◆地域の様々な行事や講座等を通じて、家庭の教育力の向上に努めます。

### 【事業の内容】

事業 No.	事業名称	現状 平成 21 年度	目標 平成 26 年度	担当課
116	男女共同参画意識の啓発 (若い夫婦向けセミナーの開催)	2 か所	3 か所	秘書課
117	父親の育児参加の促進 (父子手帳を交付し、父親の育児参加・家事協力を意識付ける)	父親の育児・ 家事参加 90.0%	93%	健康増進課
118	家庭教育学級の開催	40 か所 9,448 名	40 か所 10,000 名	生涯学習課
119	就学児健診時を活用した子育て講座の開催	14 か所	14 か所 (継続実施)	生涯学習課
120	ブックスタート事業の推進	3 か所	3 か所 (継続実施)	図書館

### (3) 地域活動を通じた地域教育力の向上

#### 【基本方針】

- ◆文化・芸術、スポーツ活動の充実を図り、様々な地域活動を通じて地域の教育力の向上を推進していきます。

#### 【事業の内容】

事業 No.	事業名称	現状 平成 21 年度	目標 平成 26 年度	担当課
121	運動部活動への外部指導者の活用	実施	継続実施	学務課
122	青少年健全育成の促進 (親子ふれあいイベント)	実施	継続実施	生涯学習課
123	三世代交流イベントの開催 (友・遊ランド)	3回	3回 (継続実施)	生涯学習課
124	子ども映画会の開催(公民館・図書館)	図書館7回 公民館1回	図書館7回 公民館1回 (継続実施)	公民館 図書館
125	幼児演劇鑑賞会の開催	1回	1回 (継続実施)	公民館
126	図書館を利用した子ども向け事業の開催 (子ども読書フェスティバル等)	10回	10回 (継続実施)	図書館
127	体験型学習講座の開催 (サタデーまなB e等)	22回	22回 (継続実施)	公民館
128	サマースクールの開催	12回	12回 (継続実施)	公民館
129	放課後子ども教室の実施	3か所	3か所 (継続実施)	生涯学習課
130	子ども会活動の促進	実施	継続実施	生涯学習課
131	地域活動の指導者の育成 (指導者育成講習会の開催)	1回	1回 (継続実施)	生涯学習課
132	スポーツ少年団活動の育成・支援	実施	継続実施	スポーツ振興課
133	スポーツ教室の開催	4種目	4種目 (継続実施)	スポーツ振興課
134	学校施設の開放	21か所	21か所 (継続実施)	スポーツ振興課
135	学校支援地域本部事業の推進	中学校区 2地区	2地区 (継続実施)	生涯学習課
136	体験学習活動の推進(図工教室)	2回	2回 (継続実施)	生涯学習課
137	高校生会「リーダーズクラブ」の育成・支援	18人	25人	生涯学習課

## 《基本目標4》安心して子育てできるまち

### (1) 仕事と子育ての両立支援の推進

#### 【基本方針】

- ◆男女がともに協働して子育てをする意識の醸成に努め、仕事と子育ての両立しやすい就業環境の啓発に努めます。

#### 【事業の内容】

事業 No.	事業名称	現状 平成 21 年度	目標 平成 26 年度	担当課
138	雇用情報の提供の推進	3 か所	3 か所 (継続実施)	商工観光課
139	男女が働きやすい環境づくりのための広報及び情報提供、フォーラム等の開催	フォーラム 1 回 認定事業者数 9 事業者	フォーラム 1 回 認定事業者 18 事業者	秘書課
140	育児介護休業制度の普及・啓発	3 か所	3 か所 (継続実施)	商工観光課

### (2) 子どもを取り巻く生活環境の整備

#### 【基本方針】

- ◆通学路等の歩道の整備や公園整備を進めるとともに、自然豊かで良好な居住環境を確保していきます。

#### 【事業の内容】

事業 No.	事業名称	現状 平成 21 年度	目標 平成 26 年度	担当課
141	通学路の歩道・交通安全施設の整備	実施	継続実施	都市建設課 道路整備課
142	公園の遊具の設置・計画的な維持管理	遊具設置 公園 45 園	公園施設長 寿命化計画 の策定と設 置及び更新	都市計画課
143	身近な公園の整備推進【新規】	—	計画の策定 と実施	都市計画課
144	芸術の森公園を活用した緑化意識の高揚 (緑化祭の開催)	2 回	2 回 (継続実施)	都市計画課
145	防犯灯の整備	実施	継続実施	市民活動課
146	青少年相談員活動の充実 (巡回指導等の実施)	延べ 210 日	延べ 250 日	生涯学習課
147	違反広告物の撤去	実施	継続実施	都市計画課
148	公共施設の施設整備 (授乳室、ベビーシートの設置やトイレの改修など)	実施	継続実施	事業主管課

## (3) 子どもの安全の確保

## 【基本方針】

◆子どもを犯罪や交通事故から守り、安心して暮らせる取り組みを推進します。

## 【事業の内容】

事業 No.	事業名称	現状 平成 21 年度	目標 平成 26 年度	担当課
149	交通安全運動（交通安全教育）の推進	39 か所	39 か所 （継続実施）	市民活動課 学務課
150	防犯ボランティアによる防犯パトロールの実施	18 団体	18 団体 （継続実施）	市民活動課
151	防犯広報活動の推進 （地域パトロールの実施）	90 日	90 日 （継続実施）	市民活動課
152	通学時の安全の確保	安全点検 年 1 回	継続実施	学務課
153	子ども 110 番の家の推進	1,053 か所	1,100 か所	学務課
154	防犯講習会の開催（各学校にて実施）	21 か所	21 か所 （継続実施）	学務課
155	あいさつ運動の実施	21 か所	21 か所 （継続実施）	学務課
156	学校警察連絡協議会の開催	3 回	3 回 （継続実施）	学務課
157	小・中学生の通学用ヘルメットの購入費の補助	実施	継続実施	学務課
158	小・中学生の通学用自転車の点検	実施	継続実施	学務課
159	小・中学生の県民交通災害共済加入	実施	継続実施	市民活動課



## ◇第5章◇ 計画の推進と評価





## 第1節 推進体制の整備

本計画の実現にあたっては、行政の個々の事業内容だけでは実現できません。行政はもちろんですが、市民や関係団体・機関、企業などが常に意識を共有し、それぞれの役割をもって、みんなが力を合わせて協働して推進していく必要があります。

そのため、以下のように推進体制を整備し、計画の実現に取り組みます。

### (1) 地域における推進体制

市民一人ひとりが積極的に子ども・子育て支援に関わりを持つことはもちろん、市外の人であっても就業やボランティア活動等で笠間市に関わりのある人を幅広く“笠間市民”として捉え、社会全体で子どもの健やかな成長を暖かく応援する取り組みを推進していきます。

#### ◆ 行政の役割 ◆

次世代育成支援対策の取り組み状況について、市民に周知・啓発に努めるとともに、国や県、地域団体や家庭等と連携・協力を図りながら、実施主体として計画を推進します。

#### ◆ 地域の役割 ◆

子どもの見守りを行うとともに子どもや子育て家庭を対象とした事業に積極的に関わりをもち、ボランティア活動、NPO活動などへの参加の拡大を図っていきます。

#### ◆ 家庭の役割 ◆

子育ての基本は家庭であるとの基本認識のもとに、子どもをひとりの人格をもった人間として尊重し、しつけ、子育てを男女が協働して行います。

### (2) 庁内における推進体制

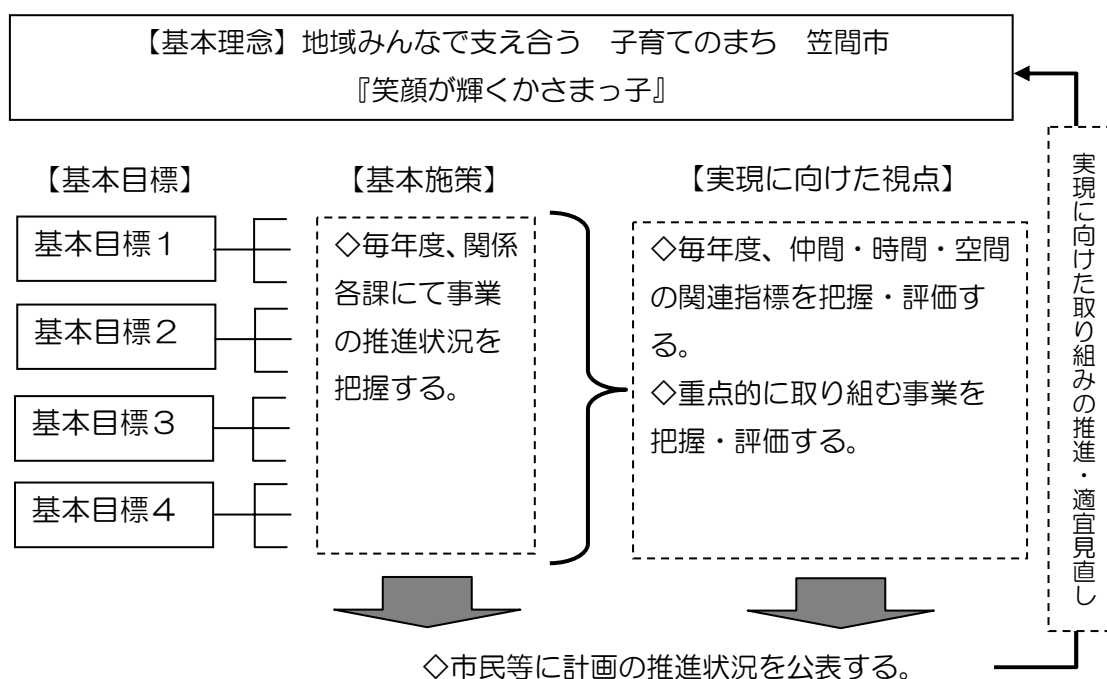
次世代育成支援施策を総合的に推進し、少子化対策に横断的に取り組むため、「少子化対策推進本部（推進本部・幹事会・ワーキンググループ）」を中心に、庁内各部門の連携体制を確保し、子どもや子育て支援に関わる保健・医療・福祉、教育分野や所管課のネットワークの構築を進め、計画の進行管理を行っていきます。

### (3) 計画の進行管理・評価

庁内の「少子化対策推進本部」により、毎年度『第4章 計画の事業内容』に記述する「事業の内容」の進捗状況について把握し、進行管理を行っていきます。また、学識経験者や医療機関代表者、保育所(園)・幼稚園関係者、各種関係団体代表、市民公募者等からなる、「笠間市次世代育成支援対策地域協議会」を開催し、社会情勢等を考慮した上で計画の確認・評価を行い併せて市民に公表していきます。

計画全体を評価していくにあたっては、『第3章 計画の将来像と実現に向けた視点』に掲げる仲間・時間・空間の取り組みに示す「関連指標」について確認・点検を行い、計画全体の評価を行っていきます。なお、アンケートに基づく指標については、計画の見直し時に評価を行っていきます。

また、第3章 第2節に掲げる「重点的に取り組む事業」の7つの事業についても、毎年度、達成状況を把握し評価していきます。



※第3章 第2節に示す関連指標及び重点的に取り組む事業を把握し進行管理する中で、計画全体の評価を行っていくこととします。

## 第2節 保育サービス目標量の設定

アンケート調査及び本市の現状を勘案し保育サービスの目標値を以下のとおり設定します。

内容		現状	サービス目標量	
		21年度	26年度	29年度
平日昼間の保育サービス（定員）		(939人)		
3歳未満児	認可保育所	392人	459人	487人
	保育5サービス	469人		
	うち 家庭的保育事業		0人	14人
3歳以上児	認可保育所	634人	600人	594人
	保育5サービス	743人		
	うち 家庭的保育事業		0人	4人
	保育6サービス	887人		
	うち認可保育所+家庭的保育 +幼稚園の預かり保育		898人	982人
特定保育事業		—	—	—
夜間帯の保育サービス（延長、夜間、早朝帯）				
延長保育事業		9か所	9か所	9か所
夜間保育事業		—	—	—
トワイライトステイ事業		—	—	—
休日保育事業		—	1か所	2か所
病児・病後児保育事業 （病後児、体調不良児対応）		2か所	2か所	3か所
放課後児童健全育成事業				
放課後学童クラブ（1～3年生）		15か所	15か所	15か所
放課後子ども教室		3か所	3か所	3か所
一時預かり事業（認可保育所）		9か所	9か所	9か所
地域子育て支援拠点事業				
ひろば型		2か所	2か所	4か所
センター型		1か所	1か所	
児童館型		—	1か所	
ファミリー・サポート・センター事業		—	1か所	1か所
ショートステイ事業（市外委託）		0か所	2か所	2か所

(※1) 保育5サービス：認可保育所、家庭的保育（保育ママ）、事業所内保育、認証・認定保育施設、その他保育施設。

(※2) 保育6サービス：保育5サービスに「幼稚園の預かり保育」を加えたもの。



◇参考資料◇



# 1 笠間市次世代育成支援対策地域協議会設置要綱

## ○ 笠間市次世代育成支援対策地域協議会設置要綱

平成 18 年 3 月 19 日

告示第 41 号

(設置)

第 1 条 次世代育成支援対策推進法(平成 15 年法律第 120 号)第 21 条に基づき、笠間市における次世代育成支援対策の推進に関し、必要となるべき措置について協議するため、笠間市次世代育成支援対策地域協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、次に定める事項を所掌する。

- (1) 笠間市における次世代育成支援対策の推進に関すること。
- (2) その他必要と認める事項に関すること。

(組織)

第 3 条 協議会は、20 人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、市民、関係団体の代表、学識経験者及び市長が指名する者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 協議会に委員長及び副委員長 1 人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総括し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第 5 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第 6 条 協議会の会議は、必要に応じ委員長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(調査、研究)

第 7 条 委員長は、必要に応じ市職員及び関係者のうち指名した者に、行動計画に係る調査、研究等をさせることができる。

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、福祉部子ども福祉課において処理する。

(その他)

第 9 条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 18 年 3 月 19 日から施行する。

附 則(平成 19 年告示第 19 号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成 19 年告示第 61 号)

この告示は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

## 2 笠間市次世代育成支援対策地域協議会委員名簿

	氏 名	所 属 機 関 等
委員長	安田 尚道	常磐短期大学副学長
副委員長	佐藤 肇	笠間市連合民生委員・児童委員協議会代表
委 員	増淵 哲雄	公募
委 員	常井 実	笠間市医師会代表
委 員	清宮 俊秀	笠間市歯科医師会代表
委 員	打越 正一	笠間市PTA連絡協議会代表
委 員	湊 節雄	笠間市子ども会育成連合会代表
委 員	柴山 三千夫	民間保育園
委 員	村上 久美子	民間保育園保護者会代表
委 員	前川 吉秀	公立保育所保護者会代表
委 員	藤岡 幸子	民間幼稚園
委 員	秋本 明美	民間幼稚園保護者会代表
委 員	小菅 栄子	笠間市社会福祉協議会
委 員	染谷 忠彦	(株)カスミ(男女共同参画推進認定事業者)
委 員	鈴木 裕	笠間市学校長会代表
委 員	岡部 しのぶ	友部養護学校
委 員	高橋 幸子	大好きいばらき県民会議専務理事
委 員	畑岡 進	笠間市議会文教厚生委員会委員長
委 員	中庭 秀樹	笠間市教育委員会委員代表
委 員	岡野 正三	笠間市福祉部長



### 3 策定経過

年 月 日	内 容
平成21年2月16日～ 3月10日	次世代育成支援に関するアンケート調査の実施
5月25日	庁内会議
5月28日	庁内会議
6月18日～ 23日	前期計画の実施状況に関する関係各課ヒアリング（16課）
7月13日	ハッピートーク（市長と語る子育て交流会）
8月5日	ハッピートーク（市長と語る子育て交流会）
8月12日	庁内会議
8月19日	庁内会議
8月20日	ハッピートーク（市長と語る子育て交流会）
9月1日	庁内会議
9月24日	笠間市次世代育成支援対策地域協議会（第1回）
10月1日～ 2日	後期計画の実施事業に関する関係各課ヒアリング（16課）
10月20日	庁内会議
10月30日	庁内会議
11月16日	笠間市次世代育成支援対策地域協議会（第2回）
12月21日～ 平成22年1月12日	パブリックコメント
2月14日	笠間市次世代育成支援対策地域協議会（第3回）
2月17日	計画の決定

## 4 次世代育成支援対策推進法（抄）

### ○ 次世代育成支援対策推進法

平成 15 年 7 月 16 日 法律第 120 号

#### 第一章 総則

##### （目的）

第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化にかんがみ、次世代育成支援対策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を明らかにするとともに、行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主の行動計画の策定その他の次世代育成支援対策を推進するために必要な事項を定めることにより、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、もって次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的とする。

##### （定義）

第二条 この法律において「次世代育成支援対策」とは、次代の社会を担う子どもを育成し、又は育成しようとする家庭に対する支援その他の次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備のための国若しくは地方公共団体が講ずる施策又は事業主が行う雇用環境の整備その他の取組をいう。

##### （基本理念）

第三条 次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならない。

##### （国及び地方公共団体の責務）

第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念（次条及び第七条第一項において「基本理念」という。）にのっとり、相互に連携を図りながら、次世代育成支援対策を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない。

##### （事業主の責務）

第五条 事業主は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者に係る多様な労働条件の整備その他の労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備を行うことにより自ら次世代育成支援対策を実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる次世代育成支援対策に協力しなければならない。

##### （国民の責務）

第六条 国民は、次世代育成支援対策の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる次世代育成支援対策に協力しなければならない。

## 第二章 行動計画

### 第一節 行動計画策定指針

第七条 主務大臣は、次世代育成支援対策の総合的かつ効果的な推進を図るため、基本理念にのっとり、次条第一項の市町村行動計画及び第九条第一項の都道府県行動計画並びに第十二条第一項の一般事業主行動計画及び第十九条第一項の特定事業主行動計画（次項において「市町村行動計画等」という。）の策定に関する指針（以下「行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、市町村行動計画等の指針となるべきものを定めるものとする。

一 次世代育成支援対策の実施に関する基本的な事項

二 次世代育成支援対策の内容に関する事項

三 次条第一項の市町村行動計画において、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十四条第二項に規定する保育の実施の事業、同法第六条の二第二項に規定する放課後児童健全育成事業その他主務省令で定める次世代育成支援対策に係る次条第二項各号に掲げる事項を定めるに当たって参酌すべき標準

四 その他次世代育成支援対策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、少子化の動向、子どもを取り巻く環境の変化その他の事情を勘案して必要があると認めるときは、速やかに行動計画策定指針を変更するものとする。

4 主務大臣は、行動計画策定指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の市町村行動計画及び第九条第一項の都道府県行動計画に係る部分について、総務大臣に協議しなければならない。

5 主務大臣は、行動計画策定指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

### 第二節 市町村行動計画及び都道府県行動計画

（市町村行動計画）

第八条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定するものとする。

2 市町村行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標

二 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期

3 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

- 4 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、事業主、労働者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 5 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県に提出しなければならない。
- 6 市町村は、毎年少なくとも一回、市町村行動計画に基づく措置の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 市町村は、市町村行動計画の策定及び市町村行動計画に基づく措置の実施に関して特に必要があると認めるときは、事業主その他の関係者に対して調査を実施するため必要な協力を求めることができる。

(都道府県行動計画)

第九条 都道府県は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該都道府県の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「都道府県行動計画」という。）を策定するものとする。

- 2 都道府県行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標
  - 二 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期
  - 三 次世代育成支援対策を実施する市町村を支援するための措置の内容及びその実施時期
- 3 都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 4 都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、事業主、労働者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 5 都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、主務大臣に提出しなければならない。
- 6 都道府県は、毎年少なくとも一回、都道府県行動計画に基づく措置の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 都道府県は、都道府県行動計画の策定及び都道府県行動計画に基づく措置の実施に関して特に必要があると認めるときは、市町村、事業主その他の関係者に対して調査を実施するため必要な協力を求めることができる。

（都道府県の助言等）

第十条 都道府県は、市町村に対し、市町村行動計画の策定上の技術的事項について必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

2 主務大臣は、都道府県に対し、都道府県行動計画の策定の手法その他都道府県行動計画の策定上重要な技術的事項について必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

（市町村及び都道府県に対する交付金の交付等）

第十一条 国は、市町村又は都道府県に対し、市町村行動計画又は都道府県行動計画に定められた措置の実施に要する経費に充てるため、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

2 国は、市町村又は都道府県が、市町村行動計画又は都道府県行動計画に定められた措置を実施しようとするときは、当該措置が円滑に実施されるように必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

### 第三節 一般事業主行動計画

（一般事業主行動計画の策定等）

第十二条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する次世代育成支援対策に関する計画をいう。以下同じ。）を策定し、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨を届け出なければならない。これを変更したときも同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

4 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のもの（第十六条第一項及び第二項において「中小事業主」という。）は、行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を策定し、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨を届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも同様とする。

5 前項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表するよう努めなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主が同項の規定による届出又は第三項の規定による公表をしない場合には、厚生労働大臣は、当該一般事業主に対し、相当の期間を定めて当該届出又は公表をすべきことを勧告することができる。

(一般事業主行動計画の労働者への周知等)

第十二条の二 前条第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

2 前条第四項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講ずるよう努めなければならない。

3 前条第六項の規定は、同条第一項に規定する一般事業主が第一項の規定による措置を講じない場合について準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第十三条 厚生労働大臣は、第十二条第一項又は第四項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、雇用環境の整備に関し、行動計画策定指針に照らし適切な一般事業主行動計画を策定したこと、当該一般事業主行動計画を実施し、当該一般事業主行動計画に定めた目標を達成したことその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(表示等)

第十四条 前条の規定による認定を受けた一般事業主(以下「認定一般事業主」という。)は、商品又は役務、その広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項において「広告等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、広告等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が第十三条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき、その他認定一般事業主として適当でなくなったと認めるときは、同条の認定を取り消すことができる。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主が、当該承認中小事業主団体をして次世代育成支援対策を推進するための措置の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。以下この項において「事業協同組合等」という。)であって、その構成員である中小事業主に対し、次世代育成支援対策を推進するための人材確保に関する相談及び援助を行うものとして、当該事業協同組合等の申請に基づき厚生労働大臣がその定める基準により適当であると承認したものをいう。

- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項の相談及び援助を行うものとして適当でなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、当該募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第三項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十八条の三、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の二の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第百二十号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「次世代育成支援対策推進法第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施の促進に努めなければならない。

（一般事業主に対する国の援助）

第十八条 国は、第十二条第一項又は第四項の規定により一般事業主行動計画を策定する一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、公表若しくは労働者への周知又は当該一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように必要な助言、指導その他の援助の実施に努めるものとする。

#### 第四節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する次世代育成支援対策に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を策定するものとする。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく措置の実施の状況を公表しなければならない。

6 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく措置を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

#### 第五節 次世代育成支援対策推進センター

第二十条 厚生労働大臣は、一般事業主の団体又はその連合団体（法人でない団体又は連合団体であって代表者の定めがないものを除く。）であって、次項に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認めるものを、その申請により、次世代育成支援対策推進センターとして指定することができる。

2 次世代育成支援対策推進センターは、一般事業主行動計画の策定及び実施に関し、一般事業主その他の関係者に対し、雇用環境の整備に関する相談その他の援助の業務を行うものとする。

3 厚生労働大臣は、次世代育成支援対策推進センターの財産の状況又はその業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、次世代育成支援対策推進センターに対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

4 厚生労働大臣は、次世代育成支援対策推進センターが前項の規定による命令に違反したときは、第一項の指定を取り消すことができる。

5 次世代育成支援対策推進センターの役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、第二項に規定する業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

6 第一項の指定の手続その他次世代育成支援対策推進センターに関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。



### 第三章 次世代育成支援対策地域協議会

第二十一条 地方公共団体、事業主、住民その他の次世代育成支援対策の推進を図るための活動を行う者は、地域における次世代育成支援対策の推進に関し必要となるべき措置について協議するため、次世代育成支援対策地域協議会（以下「地域協議会」という。）を組織することができる。

2 前項の協議を行うための会議において協議が調った事項については、地域協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、地域協議会の運営に関し必要な事項は、地域協議会が定める。



# かさまっ子未来プラン

— 後期行動計画 —

平成 22 年 2 月

発行：笠間市 福祉部 子ども福祉課  
〒309-1792 茨城県笠間市中央三丁目2番1号  
電話：0296-77-1101

協力：まちづくり研究所(有)